

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲において、自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）については、環境要素ごとに事業の特性並びに計画段階配慮事項の検討経緯を踏まえて「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」の検討を行うにあたって必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により情報を把握した。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

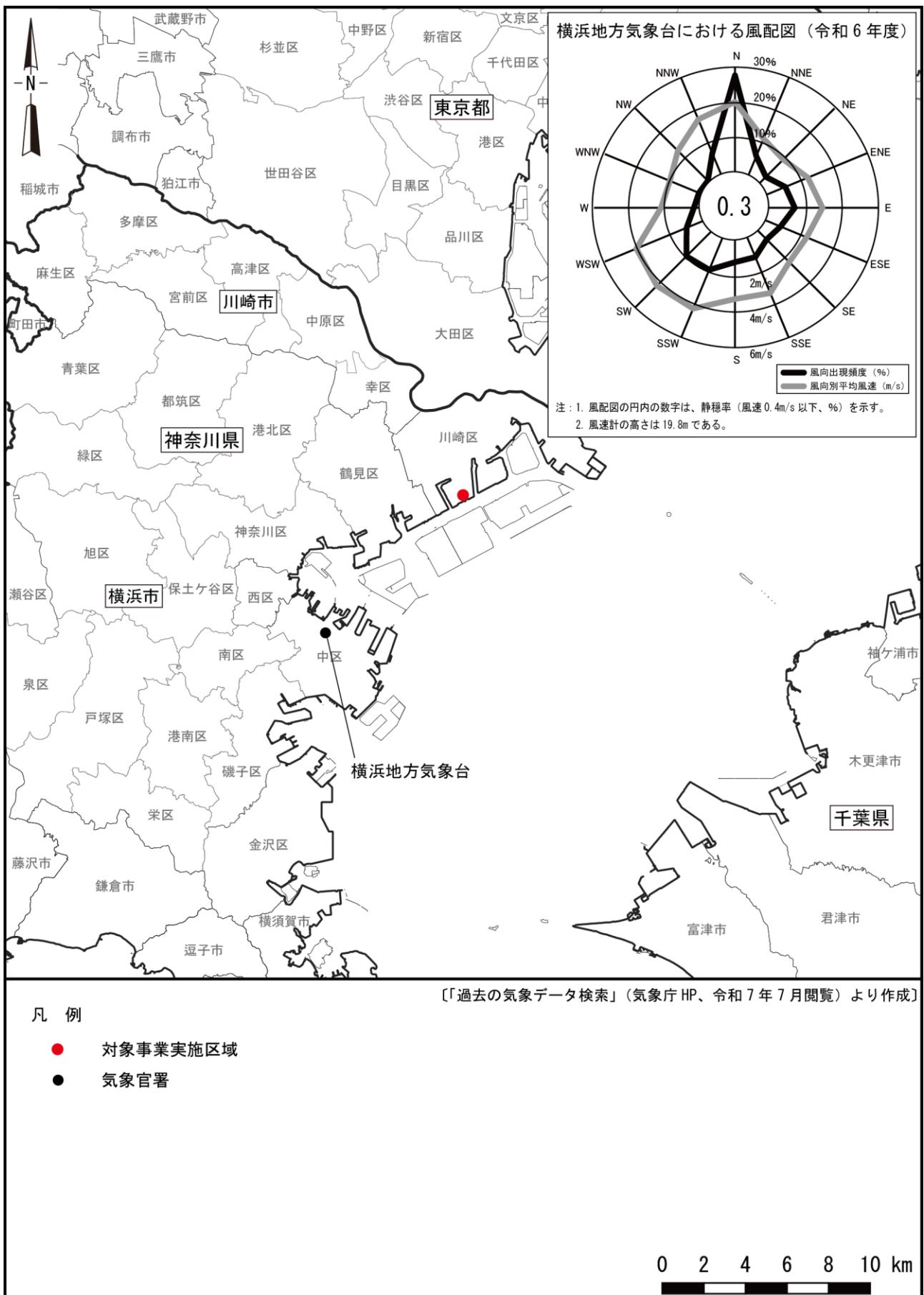
1. 気象の状況

対象事業実施区域の位置する川崎市及びその周辺は、東日本型の東海関東型に属しており、比較的温暖な気候を有している。

〔「川崎市緑の基本計画」（川崎市、平成30年）より作成〕

対象事業実施区域の最寄りの気象官署は横浜地方気象台で、第3.1-1図のとおり対象事業実施区域の南西約9kmに位置している。令和6年度の風配図については、年平均風速は3.4m/sであり、風向頻度は北の出現が多くなっている。

横浜地方気象台の平年値（統計期間 平成3～令和2年）は、第3.1-1表のとおりであり、最多風向は北、平均風速は3.5m/s、平均気温は16.2°C、平均湿度は67%、年間降水量は1,730.8mmとなっている。



第3.1-1図 気象官署の位置

第3.1-1表 横浜地方気象台の気象概況（月別平年値）

項目		月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
気温	平均	°C	6.1	6.7	9.7	14.5	18.8	21.8	25.6
	日最高の平均	°C	10.2	10.8	14.0	18.9	23.1	25.5	29.4
	日最低の平均	°C	2.7	3.1	6.0	10.7	15.5	19.1	22.9
相対湿度	%		53	54	60	65	70	78	78
最多風向	—	北	北	北	北	北	南西	南西	
風速	m/s		3.6	3.7	3.9	3.9	3.6	3.2	3.4
降水量	mm		64.7	64.7	139.5	143.1	152.6	188.8	182.5
降水日数	降水量 1.0mm 以上	日	5.1	5.4	10.0	9.5	9.8	11.9	10.3
	降水量 10.0mm 以上	日	2.2	2.1	4.8	4.4	4.9	5.8	4.5
	降水量 30.0mm 以上	日	0.6	0.6	1.3	1.4	1.5	1.8	2.0
日照時間	時間		192.7	167.2	168.8	181.2	187.4	135.9	170.9

項目		月	8月	9月	10月	11月	12月	全 年	統計期間
気温	平均	°C	27.0	23.7	18.5	13.4	8.7	16.2	1991～ 2020 (平成3～ 令和2年)
	日最高の平均	°C	31.0	27.3	22.0	17.1	12.5	20.2	
	日最低の平均	°C	24.3	21.0	15.7	10.1	5.2	13.0	
相対湿度	%		76	76	71	65	57	67	
最多風向	—	南西	北	北	北	北	北		
風速	m/s		3.4	3.4	3.4	3.3	3.4	3.5	
降水量	mm		139.0	241.5	240.4	107.6	66.4	1,730.8	
降水日数	降水量 1.0mm 以上	日	7.5	11.5	10.7	7.7	5.5	105.0	
	降水量 10.0mm 以上	日	3.2	6.1	5.4	2.9	2.1	48.5	
	降水量 30.0mm 以上	日	1.3	2.4	2.3	1.1	0.4	16.7	
日照時間	時間		206.4	141.2	137.3	151.1	178.1	2,018.3	

注：全年の欄の値は、四捨五入の関係により、合計等が一致しない場合がある。

[「過去の気象データ検索」（気象庁HP、令和7年7月閲覧）より作成]

2. 大気質の状況

(1) 大気汚染発生源の状況

川崎市川崎区における令和6年3月末時点の「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号、最終改正:令和4年6月17日)に基づくばい煙発生施設届出工場又は事業場の数は、186となっている。ばい煙発生施設届出数は885で、このうちボイラーが267(30%)で最も多く、次いでディーゼル機関が228(26%)、石油加熱炉が106(12%)となっている。

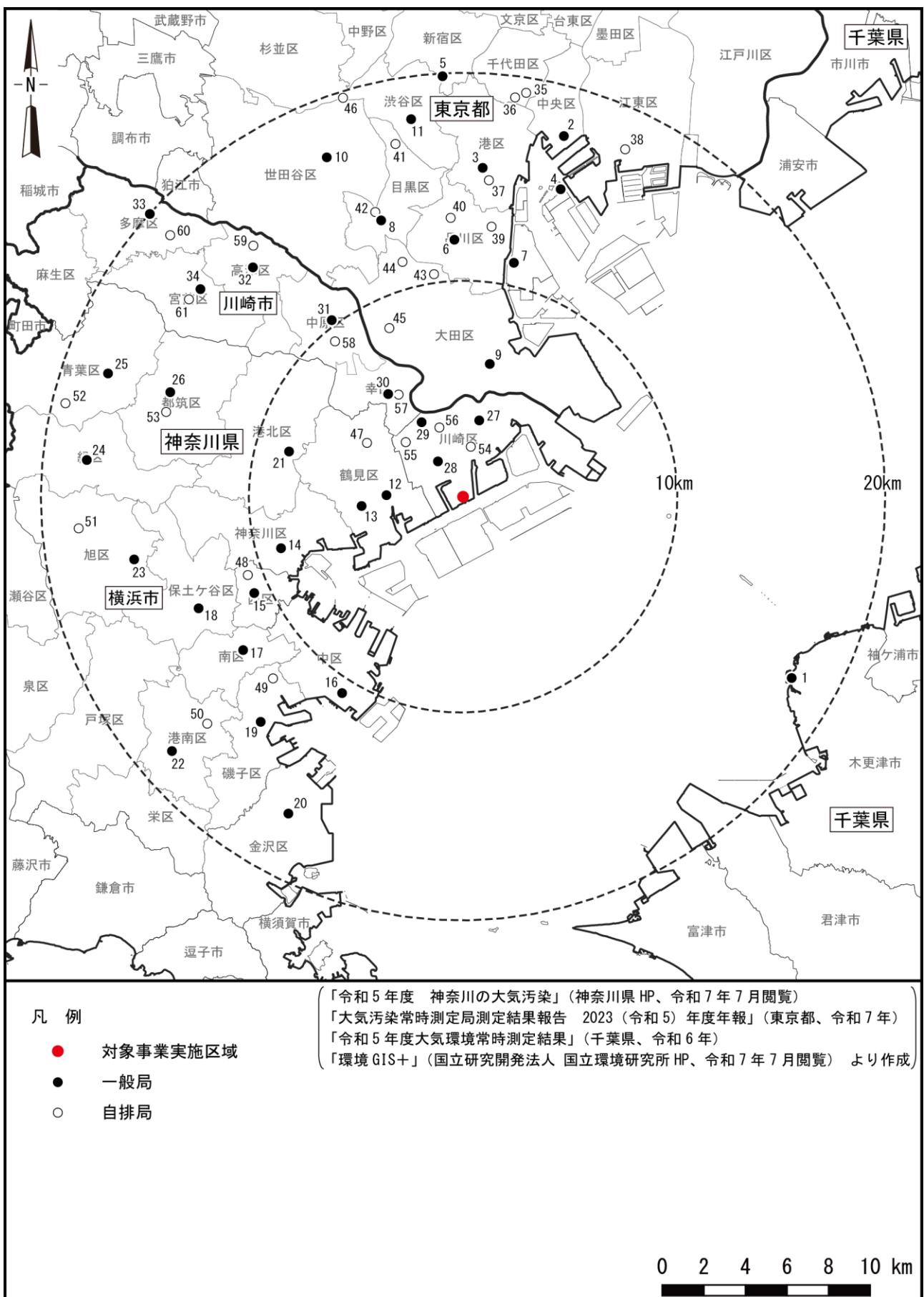
〔「令和6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和5(2023)年度の実績)」
(川崎市、令和7年) より作成〕

(2) 大気質の状況

対象事業実施区域から半径約20kmの範囲(以下「20km圏内」という。)における二酸化硫黄や二酸化窒素等の大気汚染物質については、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)34局及び自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)27局で、測定が行われている。

測定局の位置は第3.1-2図、測定局の測定項目等の概要は第3.1-2表のとおりである。

また、環境基準が定められている有害大気汚染物質については、一般局及び自排局において定期的に測定が行われている。



第3.1-2図 大気質測定局の位置

第3.1-2表(1) 大気測定局の概要及び測定項目（一般局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	設置主体	測定項目					
						二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
						SO ₂	NO ₂	CO	SPM	Ox	PM2.5
千葉県	木更津市	1	木更津畔戸	未	木更津市	○	○	-	○	-	-
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	東京都	○	○	-	○	○	○
	港区	3	港区高輪	住	東京都	-	○	-	○	○	○
	港区	4	港区台場	住	東京都	○	○	-	○	○	○
	新宿区	5	国設東京（新宿）	住	国（国設）	○	○	○	○	○	○
	品川区	6	品川区豊町	住	東京都	-	○	-	○	○	○
	品川区	7	品川区八潮	住	東京都	○	-	-	○	○	○
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	東京都	-	○	-	○	○	○
	大田区	9	大田区東糀谷	準工	東京都	(○)	(○)	(○)	(○)	○	(○)
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	東京都	○	○	○	○	○	○
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	東京都	-	○	-	○	○	○
神奈川県	横浜市鶴見区	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	横浜市	○	○	-	○	○	○
	横浜市鶴見区	13	鶴見区生麦小学校	住	横浜市	-	○	-	○	○	-
	横浜市神奈川区	14	神奈川区総合庁舎	商	横浜市	○	○	-	○	○	○
	横浜市西区	15	西区平沼小学校	商	横浜市	○	○	-	○	○	○
	横浜市中区	16	中区本牧	住	横浜市	○	○	-	○	○	○
	横浜市南区	17	南区横浜商業高校	住	横浜市	○	○	-	○	○	○
	横浜市保土ヶ谷区	18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	横浜市	○	○	-	○	○	○
	横浜市磯子区	19	磯子区総合庁舎	商	横浜市	○	○	-	○	○	○
	横浜市金沢区	20	金沢区長浜	住	横浜市	○	○	-	○	○	○
	横浜市港北区	21	港北区総合庁舎	商	横浜市	○	○	-	○	○	○
	横浜市港南区	22	港南区野庭中央公園	住	横浜市	○	○	-	○	○	○
	横浜市旭区	23	旭区鶴ヶ峯小学校	住	横浜市	○	○	-	○	○	○
	横浜市緑区	24	緑区三保小学校	住	横浜市	○	○	-	○	○	○
	横浜市青葉区	25	青葉区総合庁舎	住	横浜市	○	○	-	○	○	○
	横浜市都筑区	26	都筑区総合庁舎	商	横浜市	○	○	-	○	○	○
	川崎市川崎区	27	川崎区役所大師支所	住	川崎市	○	○	-	○	○	○
	川崎市川崎区	28	国設川崎（田島）	住	国（国設）	○	○	○	○	○	○
	川崎市川崎区	29	川崎市役所第4庁舎	商	川崎市	○	○	-	○	○	○
	川崎市幸区	30	幸スポーツセンター	住	川崎市	○	○	-	○	○	○
	川崎市中原区	31	中原区役所地域みまもり支援センター	商	川崎市	○	○	-	○	○	○
	川崎市高津区	32	生活文化会館	商	川崎市	○	○	-	○	○	○
	川崎市多摩区	33	登戸小学校	住	川崎市	○	○	-	○	○	○
	川崎市宮前区	34	宮前平小学校	住	川崎市	○	○	-	○	○	○

測定局数

29 33 4 34 33 32

- 注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。
 2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。
 3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。
 住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
 商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域
 4. 測定項目欄の「○」は測定が行われていること、「-」は測定が行われていないことを示す。
 5. 測定項目の欄の「(○)」は、有効測定とならなかった項目（二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質：年間有効測定時間数6,000時間未満、微小粒子状物質：年間有効測定日数250日未満）を示す。

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）
 「令和5年度大気環境常時測定結果」（千葉県、令和6年）より作成〕

第3.1-2表(2) 大気測定局の概要及び測定項目（自排局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	設置主体	測定項目						
						二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質	
						SO ₂	NO ₂	CO	SPM	Ox	PM2.5	
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	東京都	—	○	○	○	—	○	
		36	国設霞が関	商	国(国設)	○	○	○	○	○	○	
	港区	37	第一京浜高輪	商	東京都	—	○	○	○	—	○	
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	東京都	—	○	○	○	—	○	
	品川区	39	北品川交差点	商	東京都	○	○	○	○	—	○	
		40	中原口交差点	商	東京都	—	○	○	○	—	○	
	目黒区	41	山手通り大坂橋	商	東京都	—	○	○	○	—	○	
		42	環七通り柿の木坂	住	東京都	—	○	—	○	—	○	
	大田区	43	環七通り松原橋	商	東京都	○	○	○	○	—	○	
		44	中原街道南千束	住	東京都	—	○	—	○	—	○	
		45	環八通り千鳥	住	東京都	—	○	○	○	—	○	
	渋谷区	46	甲州街道大原	商	東京都	—	○	○	○	—	○	
神奈川県	横浜市鶴見区	47	鶴見区下末吉小学校	準工	横浜市	—	○	—	○	—	—	
	横浜市西区	48	西区浅間下交差点	商	横浜市	—	○	○	○	—	○	
	横浜市磯子区	49	磯子区滝頭	商	横浜市	—	○	—	○	—	—	
	横浜市港南区	50	港南中学校	住	横浜市	—	○	—	○	—	—	
	横浜市旭区	51	旭区都岡小学校	住	横浜市	—	○	○	○	—	—	
	横浜市青葉区	52	青葉台	住	横浜市	—	○	○	○	—	○	
	横浜市都筑区	53	資源循環都筑工場前	準工	横浜市	—	○	—	○	—	—	
	川崎市川崎区	54	池上新田公園前	工	川崎市	—	○	○	○	—	○	
		55	日進町	商	川崎市	—	○	○	○	—	○	
		56	富士見公園	商	川崎市	—	○	○	○	—	○	
	川崎市幸区	57	遠藤町交差点	商	川崎市	—	○	○	○	—	—	
	川崎市中原区	58	中原平和公園	住	川崎市	—	○	—	○	—	○	
	川崎市高津区	59	二子	準工	川崎市	—	○	—	○	—	○	
	川崎市多摩区	60	本村橋	住	川崎市	—	○	—	○	—	○	
	川崎市宮前区	61	宮前平駅前	商	川崎市	—	○	—	○	—	○	
測定局数						3	27	17	27	1	21	

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 国設霞が関は、令和4年度の測定結果を採用している。

3. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

4. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号) 第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

5. 測定項目欄の「○」は測定が行われていること、「—」は測定が行われていないことを示す。

「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023(令和5)年度年報」(東京都、令和7年)
 「環境GIS+」(国立研究開発法人 国立環境研究所HP、令和7年7月閲覧)
 「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所HP、令和7年7月閲覧) より作成

① 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄の状況は、20km 圏内における一般局 29 局、自排局 3 局で測定が行われております、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-3 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、すべての測定局で短期的評価及び長期的評価に適合している。

また、対象事業実施区域から半径約 10km の範囲（以下「10km 圏内」という。）の一般局 8 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-3 図のとおりであり、横ばいから減少傾向で推移している。

※環境基準の評価

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

長期的評価：1 日平均値の年間 2%除外値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

第3.1-3表(1) 二酸化硫黄の測定結果（一般局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値 が 0.1ppm を超えた 時間数 (時間)	日平均値 が 0.04ppm を超えた 日数 (日)	1時間値 の 最高値 (ppm)	日平均値 の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連續したことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (日)	
千葉県	木更津市	1	木更津畔戸	未	0.002	0	0	0.032	0.004	○	0	
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.001	0	0	0.012	0.002	○	0	
	港区	4	港区台場	住	0.001	0	0	0.016	0.003	○	0	
	新宿区	5	国設東京（新宿）	住	0.000	0	0	0.009	0.001	○	0	
	品川区	7	品川区八潮	住	0.001	0	0	0.020	0.004	○	0	
	大田区	9	大田区東糀谷	準工	(0.001)	(0)	(0)	(0.044)	(0.003)	(○)	(0)	
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.001	0	0	0.022	0.002	○	0	
神奈川県	横浜市	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	0.002	0	0	0.015	0.003	○	0	
		14	神奈川区総合庁舎	商	0.002	0	0	0.013	0.003	○	0	
		15	西区平沼小学校	商	0.002	0	0	0.010	0.003	○	0	
		16	中区本牧	住	0.002	0	0	0.019	0.004	○	0	
		17	南区横浜商業高校	住	0.002	0	0	0.015	0.003	○	0	
		18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.002	0	0	0.010	0.003	○	0	
		19	磯子区総合庁舎	商	0.002	0	0	0.033	0.003	○	0	
		20	金沢区長浜	住	0.002	0	0	0.036	0.003	○	0	
		21	港北区総合庁舎	商	0.002	0	0	0.014	0.003	○	0	
		22	港南区野庭中央公園	住	0.002	0	0	0.014	0.003	○	0	
		23	旭区鶴ヶ峰小学校	住	0.001	0	0	0.008	0.002	○	0	
		24	緑区三保小学校	住	0.001	0	0	0.007	0.002	○	0	
		25	青葉区総合庁舎	住	0.001	0	0	0.009	0.002	○	0	
		26	都筑区総合庁舎	商	0.002	0	0	0.009	0.003	○	0	
川崎市		27	川崎区役所大師支所	住	0.001	0	0	0.026	0.003	○	0	
		28	国設川崎（田島）	住	0.001	0	0	0.015	0.002	○	0	
		29	川崎市役所第4庁舎	商	0.001	0	0	0.028	0.003	○	0	
		30	幸スポーツセンター	住	0.001	0	0	0.020	0.002	○	0	
		31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	0.001	0	0	0.014	0.002	○	0	
		32	生活文化会館	商	0.001	0	0	0.011	0.002	○	0	
		33	登戸小学校	住	0.000	0	0	0.006	0.001	○	0	
		34	宮前平小学校	住	0.000	0	0	0.005	0.001	○	0	

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域

4. ()は、年間有効測定時間数が6,000時間未満であることを示す。

「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）

「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）

「令和5（2023）年度大気環境常時監視測定結果月間値・年間値」（千葉県HP、令和7年7月閲覧）より作成

第3.1-3表(2) 二酸化硫黄の測定結果（自排局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値 が 0.1ppm を超えた 時間数	日平均値 が 0.04ppm を超えた 日数	1時間値 の 最高値 (日)	日平均値 の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (日)
東京都	千代田区	36	国設霞が関	商	0.001	0	0	0.018	0.004	○	0
	品川区	39	北品川交差点	商	0.001	0	0	0.021	0.002	○	0
	大田区	43	環七通り松原橋	商	0.001	0	0	0.033	0.002	○	0

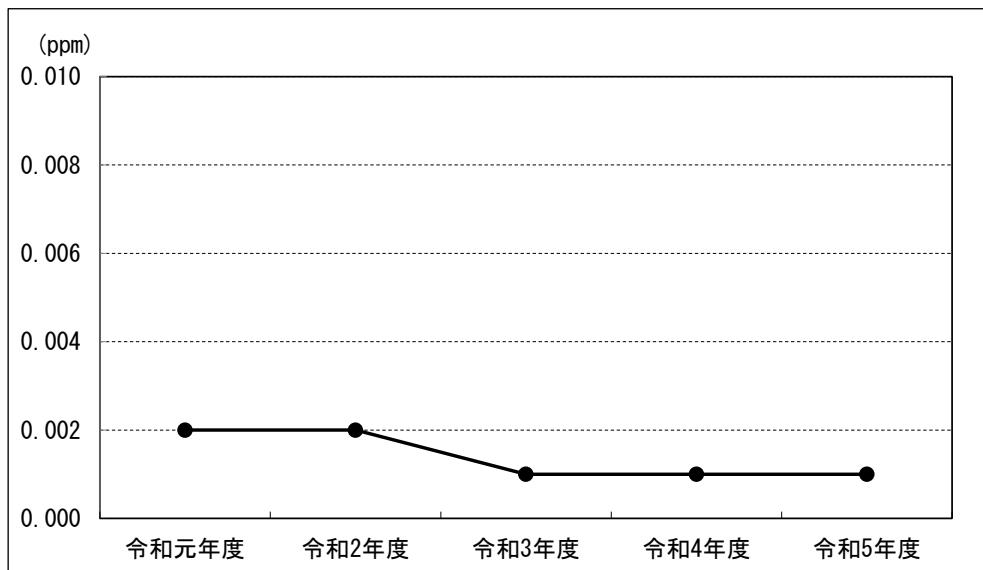
注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 国設霞が関は、令和4年度の測定結果を採用している。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

商：近隣商業地域及び商業地域

〔「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）
 「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和7年7月閲覧）より作成〕



注：各年度の値は、10km圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和7年7月閲覧）
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）より作成〕

第3.1-3図 二酸化硫黄の経年変化

② 二酸化窒素 (NO_2)

二酸化窒素の状況は、20km 圏内における一般局 33 局、自排局 27 局で測定が行われております、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-4 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、すべての測定局で適合している。

また、10km 圏内的一般局 9 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-4 図のとおりであり、横ばいで推移している。

※環境基準の評価：1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下であること。

第3.1-4表(1) 二酸化窒素の測定結果（一般局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	1時間値 が0.2ppm を超えた 時間数 (時間)	1時間値 が0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の 時間数 (時間)	日平均値 が0.06ppm を超えた 日数 (日)	日平均値 が0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数 (日)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	98%値評価 による 日平均値 が0.06ppm を超えた 日数 (日)
千葉県	木更津市	1	木更津畔戸	未	0.008	0.059	0	0	0	0	0.019	0
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.016	0.081	0	0	0	5	0.036	0
	港区	3	港区高輪	住	0.014	0.074	0	0	0	3	0.036	0
	港区	4	港区台場	住	0.017	0.076	0	0	0	5	0.036	0
	新宿区	5	国設東京（新宿）	住	0.012	0.076	0	0	0	2	0.032	0
	品川区	6	品川区豊町	住	0.014	0.115	0	5	0	5	0.037	0
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	0.013	0.075	0	0	0	1	0.032	0
	大田区	9	大田区東糀谷	準工	(0.014)	(0.058)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.027)	(0)
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.012	0.077	0	0	0	3	0.035	0
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	0.015	0.090	0	0	0	4	0.038	0
	横浜市	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	0.014	0.075	0	0	0	2	0.034	0
		13	鶴見区生麦小学校	住	0.014	0.073	0	0	0	2	0.034	0
		14	神奈川区総合庁舎	商	0.013	0.074	0	0	0	5	0.034	0
		15	西区平沼小学校	商	0.012	0.071	0	0	0	3	0.033	0
		16	中区本牧	住	0.014	0.073	0	0	0	2	0.033	0
		17	南区横浜商業高校	住	0.012	0.074	0	0	0	3	0.034	0
		18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.011	0.073	0	0	0	1	0.029	0
		19	磯子区総合庁舎	商	0.014	0.075	0	0	0	4	0.035	0
		20	金沢区長浜	住	0.010	0.065	0	0	0	1	0.026	0
		21	港北区総合庁舎	商	0.012	0.075	0	0	0	2	0.032	0
		22	港南区野庭中央公園	住	0.010	0.067	0	0	0	0	0.028	0
		23	旭区鶴ヶ峯小学校	住	0.010	0.071	0	0	0	1	0.029	0
		24	緑区三保小学校	住	0.009	0.065	0	0	0	0	0.024	0
		25	青葉区総合庁舎	住	0.011	0.064	0	0	0	1	0.026	0
		26	都筑区総合庁舎	商	0.011	0.073	0	0	0	2	0.029	0
	川崎市	27	川崎区役所大師支所	住	0.015	0.074	0	0	0	3	0.037	0
		28	国設川崎（田島）	住	0.015	0.074	0	0	0	4	0.038	0
		29	川崎市役所第4庁舎	商	0.015	0.077	0	0	0	4	0.037	0
		30	幸スポーツセンター	住	0.012	0.071	0	0	0	1	0.031	0
		31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	0.012	0.082	0	0	0	3	0.034	0
		32	生活文化会館	商	0.012	0.075	0	0	0	1	0.031	0
		33	登戸小学校	住	0.010	0.069	0	0	0	1	0.028	0
		34	宮前平小学校	住	0.011	0.073	0	0	0	1	0.028	0

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域

4. ()は、年間有効測定時間数が6,000時間未満であることを示す。

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）
 「令和5（2023）年度大気環境常時監視測定結果月間値・年間値」（千葉県HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

第3.1-4表(2) 二酸化窒素の測定結果（自排局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	1時間値 の最高値 (ppm)	1時間値 が0.2ppm を超えた 時間数 (時間)	1時間値 が0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の 時間数 (時間)	日平均値 が0.06ppm を超えた 日数 (日)	日平均値 が0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数 (日)	日平均値 の年間 98%値 (ppm)	98%値評価 による 日平均値 が0.06ppm を超えた 日数 (日)
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	0.018	0.086	0	0	0	6	0.037	0
		36	国設霞が関	商	0.017	0.086	0	0	0	1	0.034	0
	港区	37	第一京浜高輪	商	0.022	0.125	0	10	1	14	0.043	0
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	0.019	0.078	0	0	0	10	0.041	0
	品川区	39	北品川交差点	商	0.021	0.086	0	0	0	12	0.042	0
		40	中原口交差点	商	0.019	0.079	0	0	0	11	0.042	0
	目黒区	41	山手通り大坂橋	商	0.020	0.098	0	0	0	14	0.044	0
		42	環七通り柿の木坂	住	0.018	0.078	0	0	0	7	0.039	0
	大田区	43	環七通り松原橋	商	0.028	0.096	0	0	2	56	0.051	0
		44	中原街道南千束	住	0.014	0.100	0	1	0	5	0.036	0
		45	環八通り千鳥	住	0.015	0.079	0	0	0	5	0.039	0
	渋谷区	46	甲州街道大原	商	0.018	0.083	0	0	0	9	0.040	0
神奈川県	横浜市	47	鶴見区下末吉小学校	準工	0.017	0.083	0	0	0	7	0.038	0
		48	西区浅間下交差点	商	0.018	0.074	0	0	0	6	0.038	0
		49	磯子区滝頭	商	0.014	0.084	0	0	0	4	0.034	0
		50	港南中学校	住	0.015	0.073	0	0	0	3	0.035	0
		51	旭区都岡小学校	住	0.016	0.069	0	0	0	1	0.030	0
		52	青葉台	住	0.014	0.070	0	0	0	1	0.030	0
		53	資源循環都筑工場前	準工	0.011	0.069	0	0	0	1	0.028	0
	川崎市	54	池上新田公園前	工	0.025	0.078	0	0	0	26	0.045	0
		55	日進町	商	0.015	0.077	0	0	0	4	0.036	0
		56	富士見公園	商	0.018	0.082	0	0	0	6	0.039	0
		57	遠藤町交差点	商	0.021	0.084	0	0	0	13	0.041	0
		58	中原平和公園	住	0.013	0.077	0	0	0	3	0.033	0
		59	二子	準工	0.023	0.085	0	0	0	11	0.042	0
		60	本村橋	住	0.013	0.071	0	0	0	1	0.029	0
		61	宮前平駅前	商	0.014	0.074	0	0	0	2	0.032	0

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 国設霞が関は、令和4年度の測定結果を採用している。

3. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

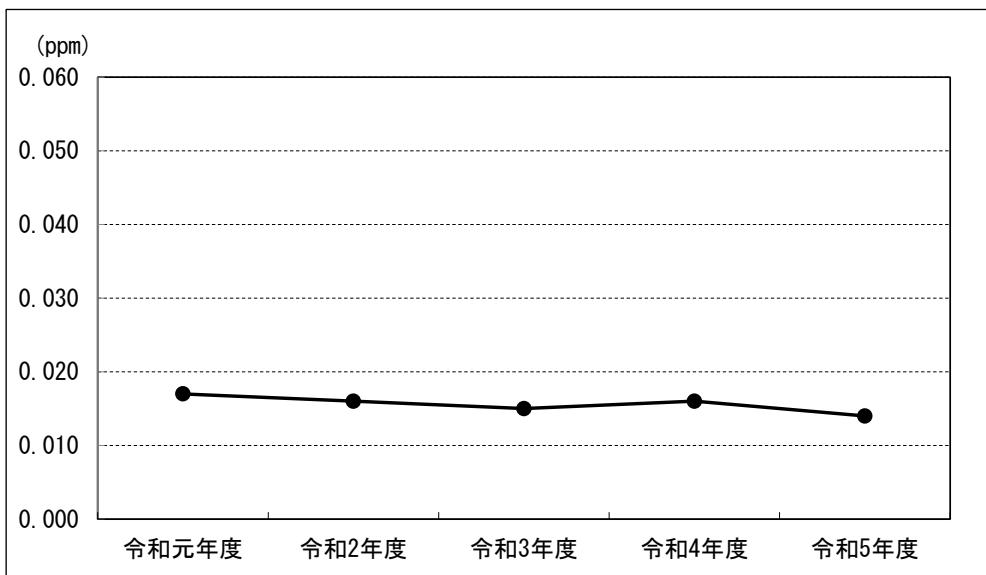
4. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）
 「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所HP、令和7年7月閲覧）より作成



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和 5 年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和 5）年度年報」（東京都、令和 7 年）より作成〕

第 3.1-4 図 二酸化窒素の経年変化

③ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素の状況は、20km 圏内における一般局 4 局、自排局 17 局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-5 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、すべての測定局で短期的評価及び長期的評価に適合している。

また、10km 圏内的一般局 2 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-5 図のとおりであり、横ばいから減少傾向で推移している。

※環境基準の評価

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

長期的評価：1 日平均値の年間 2%除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したこと。

第 3.1-5 表(1) 一酸化炭素の測定結果（一般局・令和 5 年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	8 時間値が 20ppm を 超えた 回数 (回)	日平均値が 10ppm を 超えた 日数 (日)	1 時間値 の 最高値 (ppm)	日平均値 の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 10ppm を 超えた日が 2 日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 10ppm を 超えた日数 (日)
東京都	新宿区	5	国設東京（新宿）	住	0.2	0	0	1.0	0.4	○	0
	大田区	9	大田区東糀谷	準工	(0.3)	(0)	(0)	(1.7)	(0.5)	(○)	(0)
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.3	0	0	1.0	0.5	○	0
神奈川県	川崎市	28	国設川崎（田島）	住	0.2	0	0	2.7	0.4	○	0

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約 10km の範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
準工：準工業地域

4. ()は、年間有効測定時間数が 6,000 時間未満であることを示す。

〔「令和 5 年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和 5）年度年報」（東京都、令和 7 年）より作成〕

第3.1-5表(2) 一酸化炭素の測定結果（自排局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (ppm)	8時間値が 20ppm を 超えた 回数 (回)	日平均値が 10ppm を 超えた 日数 (日)	1時間値 の 最高値 (ppm)	日平均値 の 2% 除外値 (ppm)	日平均値が 10ppm を 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 10ppm を 超えた日数 (日)
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	0.3	0	0	4.2	0.5	○	0
		36	国設霞が関	商	0.2	0	0	1.4	0.4	○	0
	港区	37	第一京浜高輪	商	0.3	0	0	5.2	0.5	○	0
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	0.2	0	0	1.0	0.4	○	0
	品川区	39	北品川交差点	商	0.3	0	0	1.4	0.6	○	0
	目黒区	40	中原口交差点	商	0.3	0	0	14.5	0.7	○	0
	大田区	41	山手通り大坂橋	商	0.4	0	0	2.1	0.7	○	0
	大田区	43	環七通り松原橋	商	0.4	0	0	1.9	0.7	○	0
		45	環八通り千鳥	住	0.3	0	0	3.6	0.6	○	0
	渋谷区	46	甲州街道大原	商	0.4	0	0	1.5	0.7	○	0
神奈川県	横浜市	48	西区浅間下交差点	商	0.4	0	0	1.6	0.7	○	0
		51	旭区都岡小学校	住	0.4	0	0	2.3	0.7	○	0
		52	青葉台	住	0.4	0	0	1.4	0.6	○	0
	川崎市	54	池上新田公園前	工	0.4	0	0	1.9	0.7	○	0
		55	日進町	商	0.3	0	0	1.8	0.5	○	0
		56	富士見公園	商	0.3	0	0	1.7	0.5	○	0
		57	遠藤町交差点	商	0.3	0	0	1.6	0.6	○	0

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 国設霞が関は、令和4年度の測定結果を採用している。

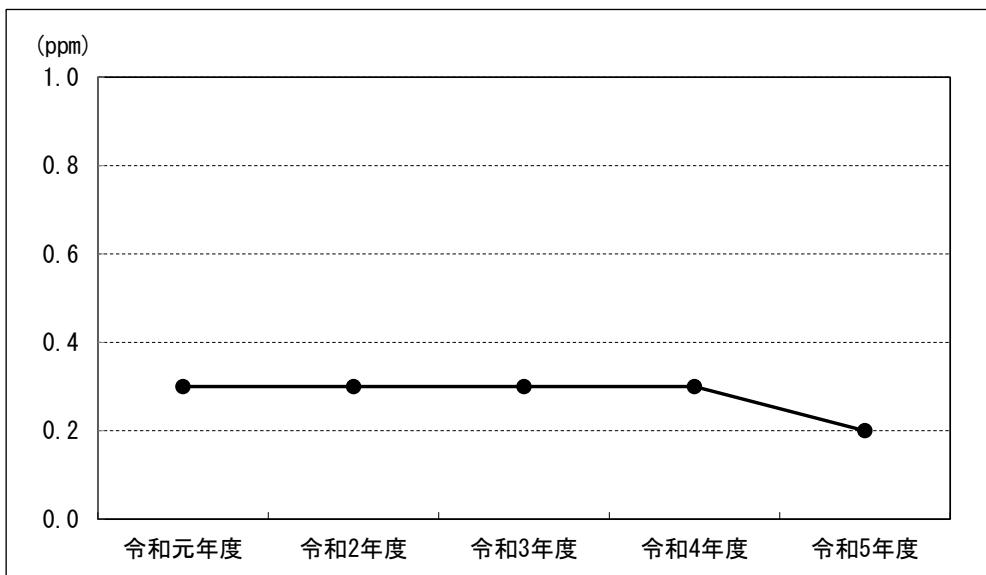
3. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

4. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号) 第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、工：工業地域又は工業専用地域

「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)
 「大気汚染常時測定期測定結果報告 2023(令和5)年度年報」(東京都、令和7年)
 「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所HP、令和7年7月閲覧) より作成



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和 5 年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和 5）年度年報」（東京都、令和 7 年）より作成〕

第 3.1-5 図 一酸化炭素の経年変化

④ 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質の状況は、20km 圏内における一般局 34 局、自排局 27 局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-6 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、短期的評価は 60 局中 59 局で適合しており、長期的評価はすべての測定局で適合している。

また、10km 圏内的一般局 9 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-6 図のとおりであり、減少傾向から横ばいで推移している。

※環境基準の評価

短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期的評価：1 日平均値の年間 2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。ただし、1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

第3.1-6表(1) 浮遊粒子状物質の測定結果（一般局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (mg/m ³)	1時間値 が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数	日平均値 が 0.10mg/m ³ を超えた 日数	1時間値 の 最高値	日平均値 の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数 (日)
千葉県	木更津市	1	木更津畔戸	未	0.014	0	0	0.191	0.032	○	0
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.014	0	0	0.064	0.033	○	0
	港区	3	港区高輪	住	0.013	0	0	0.081	0.030	○	0
	新宿区	4	港区台場	住	0.015	0	0	0.072	0.034	○	0
	品川区	5	国設東京（新宿）	住	0.014	0	0	0.146	0.035	○	0
	品川区	6	品川区豊町	住	0.013	0	0	0.070	0.028	○	0
	品川区	7	品川区八潮	住	0.013	0	0	0.064	0.029	○	0
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	0.013	1	0	0.268	0.031	○	0
	大田区	9	大田区東糀谷	準工	(0.016)	(0)	(0)	(0.054)	(0.032)	(○)	(0)
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.014	0	0	0.064	0.032	○	0
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	0.013	0	0	0.092	0.029	○	0
神奈川県	横浜市	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	0.015	0	0	0.076	0.035	○	0
		13	鶴見区生麦小学校	住	0.017	0	0	0.074	0.037	○	0
		14	神奈川区総合庁舎	商	0.015	0	0	0.061	0.034	○	0
		15	西区平沼小学校	商	0.017	0	0	0.106	0.038	○	0
		16	中区本牧	住	0.014	0	0	0.055	0.033	○	0
		17	南区横浜商業高校	住	0.016	0	0	0.075	0.035	○	0
		18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.014	0	0	0.054	0.032	○	0
		19	磯子区総合庁舎	商	0.015	0	0	0.063	0.036	○	0
		20	金沢区長浜	住	0.016	0	0	0.074	0.040	○	0
		21	港北区総合庁舎	商	0.016	0	0	0.062	0.036	○	0
		22	港南区野庭中央公園	住	0.015	0	0	0.118	0.034	○	0
		23	旭区鶴ヶ峯小学校	住	0.015	0	0	0.058	0.035	○	0
		24	緑区三保小学校	住	0.016	0	0	0.067	0.036	○	0
		25	青葉区総合庁舎	住	0.015	0	0	0.056	0.034	○	0
		26	都筑区総合庁舎	商	0.016	0	0	0.057	0.037	○	0
川崎市	川崎市	27	川崎区役所大師支所	住	0.013	0	0	0.081	0.034	○	0
		28	国設川崎（田島）	住	0.014	0	0	0.087	0.033	○	0
		29	川崎市役所第4庁舎	商	0.012	0	0	0.055	0.028	○	0
		30	幸スポーツセンター	住	0.012	0	0	0.065	0.026	○	0
		31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	0.011	0	0	0.063	0.026	○	0
		32	生活文化会館	商	0.013	0	0	0.072	0.028	○	0
		33	登戸小学校	住	0.011	0	0	0.054	0.025	○	0
		34	宮前平小学校	住	0.012	0	0	0.063	0.027	○	0

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域

4. ()は、年間有効測定時間数が6,000時間未満であることを示す。

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）
 「令和5（2023）年度大気環境常時監視測定結果月間値・年間値」（千葉県HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

第3.1-6表(2) 浮遊粒子状物質の測定結果（自排局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値 (mg/m ³)	1時間値 が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数	日平均値 が 0.10mg/m ³ を超えた 日数	1時間値 の 最高値	日平均値 の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続した ことの有無 (有×無○)	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 日数 (日)
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	0.018	0	0	0.093	0.039	○	0
		36	国設霞が関	商	0.013	0	0	0.091	0.027	○	0
	港区	37	第一京浜高輪	商	0.019	0	0	0.130	0.041	○	0
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	0.014	0	0	0.078	0.032	○	0
	品川区	39	北品川交差点	商	0.013	0	0	0.057	0.029	○	0
		40	中原口交差点	商	0.016	0	0	0.143	0.036	○	0
	目黒区	41	山手通り大坂橋	商	0.016	0	0	0.067	0.034	○	0
		42	環七通り柿の木坂	住	0.013	0	0	0.053	0.027	○	0
	大田区	43	環七通り松原橋	商	0.015	0	0	0.105	0.034	○	0
		44	中原街道南千束	住	0.015	0	0	0.080	0.034	○	0
		45	環八通り千鳥	住	0.015	0	0	0.075	0.036	○	0
	渋谷区	46	甲州街道大原	商	0.015	0	0	0.063	0.033	○	0
神奈川県	横浜市	47	鶴見区下末吉小学校	準工	0.015	0	0	0.069	0.034	○	0
		48	西区浅間下交差点	商	0.015	0	0	0.099	0.033	○	0
		49	磯子区滝頭	商	0.015	0	0	0.080	0.035	○	0
		50	港南中学校	住	0.015	0	0	0.061	0.036	○	0
		51	旭区都岡小学校	住	0.014	0	0	0.093	0.031	○	0
		52	青葉台	住	0.014	0	0	0.057	0.033	○	0
		53	資源循環都筑工場前	準工	0.013	0	0	0.053	0.031	○	0
	川崎市	54	池上新田公園前	工	0.016	0	0	0.077	0.034	○	0
		55	日進町	商	0.013	0	0	0.067	0.030	○	0
		56	富士見公園	商	0.015	0	0	0.066	0.035	○	0
		57	遠藤町交差点	商	0.013	0	0	0.052	0.032	○	0
		58	中原平和公園	住	0.012	0	0	0.078	0.027	○	0
		59	二子	準工	0.014	0	0	0.071	0.029	○	0
		60	本村橋	住	0.012	0	0	0.062	0.026	○	0
		61	宮前平駅前	商	0.015	0	0	0.094	0.031	○	0

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 国設霞が関は、令和4年度の測定結果を採用している。

3. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

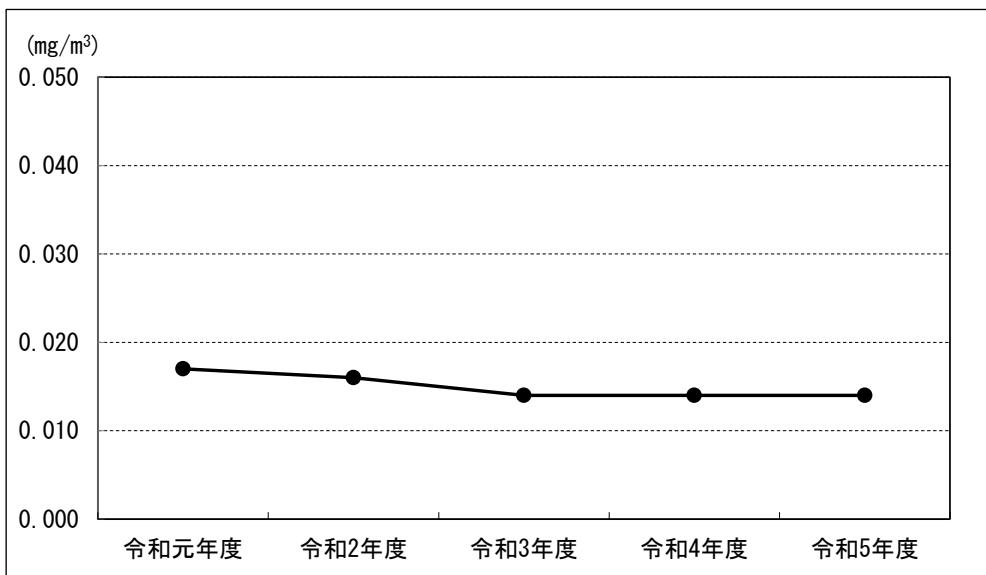
4. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号) 第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

「令和5年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県HP、令和7年7月閲覧)
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023(令和5)年度年報」(東京都、令和7年)
 「大気汚染常時監視データ」(国立研究開発法人 国立環境研究所HP、令和7年7月閲覧) より作成



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和 5 年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和 5）年度年報」（東京都、令和 7 年）より作成〕

第 3.1-6 図 浮遊粒子状物質の経年変化

⑤ 光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントの状況は、20km 圏内における一般局 33 局、自排局 1 局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-7 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、測定が行われているすべての測定局で適合していない。

また、10km 圏内の一般局 9 測定局の令和元～5 年度における昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化は、第 3.1-7 図のとおりであり、ほぼ横ばいで推移している。

※環境基準の評価：昼間（5 時から 20 時まで）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

第3.1-7表(1) 光化学オキシダントの測定結果（一般局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	昼間の1時間値の年平均値(ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数(日)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数(時間)	昼間の1時間値の最高値(ppm)	昼間の日最高1時間値の年平均値(ppm)	
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.032	57	240	2	3	0.126	0.046	
	港区	3	港区高輪	住	0.033	62	262	1	1	0.120	0.046	
	新宿区	4	港区台場	住	0.029	45	173	1	1	0.120	0.043	
	品川区	5	国設東京（新宿）	住	0.031	54	245	1	1	0.122	0.044	
	品川区	6	品川区豊町	住	0.035	67	321	1	2	0.126	0.048	
	品川区	7	品川区八潮	住	0.032	61	264	1	1	0.129	0.046	
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	0.034	69	354	2	2	0.124	0.048	
	大田区	9	大田区東糀谷	準工	0.040	24	93	0	0	0.112	0.055	
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.034	62	298	2	2	0.127	0.048	
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	0.033	70	349	1	1	0.126	0.047	
神奈川県	横浜市	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	0.031	51	220	0	0	0.114	0.045	
		13	鶴見区生麦小学校	住	0.031	48	214	1	1	0.125	0.045	
		14	神奈川区総合庁舎	商	0.032	59	272	1	1	0.121	0.046	
		15	西区平沼小学校	商	0.032	59	271	0	0	0.109	0.046	
		16	中区本牧	住	0.030	41	172	0	0	0.108	0.043	
		17	南区横浜商業高校	住	0.033	68	318	1	1	0.124	0.047	
		18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.032	60	272	0	0	0.110	0.045	
		19	磯子区総合庁舎	商	0.030	40	145	0	0	0.104	0.042	
		20	金沢区長浜	住	0.030	48	197	0	0	0.103	0.043	
		21	港北区総合庁舎	商	0.033	62	283	1	1	0.125	0.046	
		22	港南区野庭中央公園	住	0.034	63	304	0	0	0.119	0.047	
		23	旭区鶴ヶ峰小学校	住	0.034	67	344	1	1	0.120	0.048	
		24	緑区三保小学校	住	0.033	73	338	2	4	0.129	0.048	
川崎市		25	青葉区総合庁舎	住	0.033	71	361	2	5	0.144	0.048	
		26	都筑区総合庁舎	商	0.034	70	364	1	3	0.140	0.049	
		27	川崎区役所大師支所	住	0.031	53	194	0	0	0.114	0.045	
		28	国設川崎（田島）	住	0.028	24	80	0	0	0.117	0.040	
		29	川崎市役所第4庁舎	商	0.030	36	131	0	0	0.119	0.042	
		30	幸スポーツセンター	住	0.034	59	271	1	2	0.141	0.047	
		31	中原区役所地域みまもり支援センター	商	0.034	68	325	2	3	0.146	0.048	
		32	生活文化会館	商	0.035	69	340	3	6	0.133	0.049	
		33	登戸小学校	住	0.034	63	317	1	4	0.133	0.049	
		34	宮前平小学校	住	0.035	71	371	2	5	0.151	0.050	

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）より作成〕

第3.1-7表(2) 光化学オキシダントの測定結果（自排局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	昼間の1時間値の年平均値(ppm)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数(時間)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数(日)	昼間の1時間値が0.12ppm以上の時間数(時間)	昼間の1時間値の最高値(ppm)	昼間の日最高1時間値の年平均値(ppm)
東京都	千代田区	36	国設霞が関	商	0.023	37	104	2	6	0.141	0.037

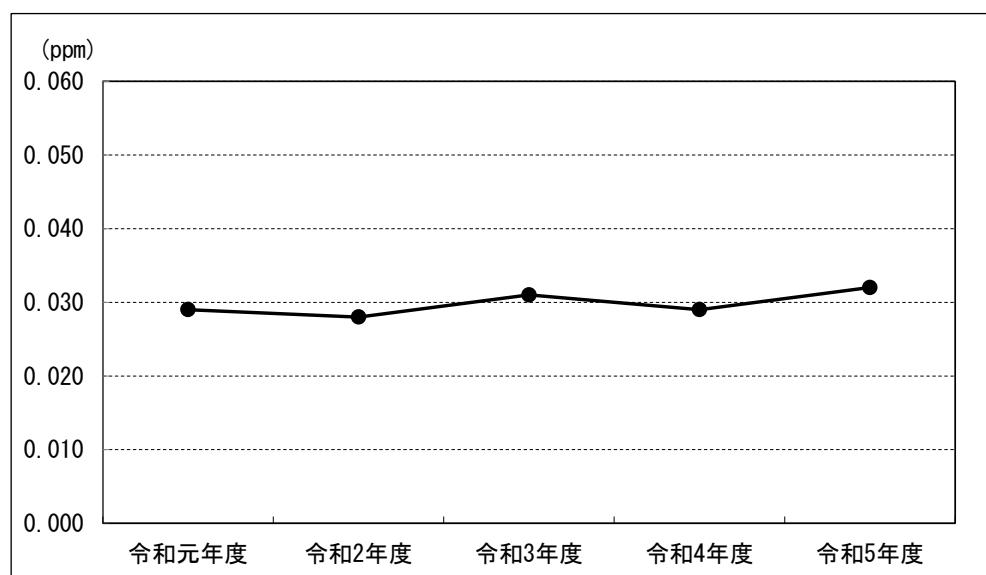
注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 国設霞が関は、令和4年度の測定結果を採用している。

3. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

商：近隣商業地域及び商業地域

[「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所 HP、令和7年7月閲覧）より作成]



注：各年度の値は、10km圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

[「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）より作成】

第3.1-7図 光化学オキシダントの経年変化

⑥ 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質の状況は、20km 圏内における一般局 32 局、自排局 21 局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-8 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、年間有効測定時間未満の 1 局を除き、すべての測定局で適合している。

また、10km 圏内的一般局 8 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-8 図のとおりであり、緩やかな減少傾向で推移している。

※環境基準の評価：1 年平均値が長期基準 ($15 \mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であり、かつ、1 日平均値の年間 98 パーセンタイル値が短期基準 ($35 \mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下であること。

第3.1-8表(1) 微小粒子状物質の測定結果（一般局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	長期基準		短期基準		日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)	環境基準 適合否
					年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 適合否	日平均値 の年間 98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 適合否		
東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	9.5	○	22.0	○	0	○
	港区	3	港区高輪	住	9.0	○	20.5	○	0	○
		4	港区台場	住	9.6	○	21.3	○	0	○
	新宿区	5	国設東京（新宿）	住	8.7	○	19.2	○	0	○
	品川区	6	品川区豊町	住	9.2	○	22.0	○	0	○
		7	品川区八潮	住	10.4	○	22.4	○	0	○
	目黒区	8	目黒区碑文谷	住	8.7	○	20.3	○	0	○
	大田区	9	大田区東糀谷	準工	(11.4)	*	(22.6)	*	(0)	*
	世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	9.0	○	20.7	○	0	○
	渋谷区	11	渋谷区宇田川町	商	10.2	○	21.6	○	0	○
神奈川県	横浜市	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	10.1	○	22.3	○	0	○
		14	神奈川区総合庁舎	商	8.8	○	22.0	○	0	○
		15	西区平沼小学校	商	8.7	○	21.0	○	0	○
		16	中区本牧	住	7.3	○	17.5	○	0	○
		17	南区横浜商業高校	住	7.3	○	16.8	○	0	○
		18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	7.2	○	19.5	○	0	○
		19	磯子区総合庁舎	商	9.3	○	22.5	○	0	○
		20	金沢区長浜	住	6.5	○	16.5	○	0	○
		21	港北区総合庁舎	商	9.1	○	21.9	○	0	○
		22	港南区野庭中央公園	住	6.4	○	16.0	○	0	○
		23	旭区鶴ヶ峰小学校	住	7.3	○	16.4	○	0	○
		24	緑区三保小学校	住	5.5	○	14.0	○	0	○
		25	青葉区総合庁舎	住	8.5	○	19.9	○	0	○
		26	都筑区総合庁舎	商	7.9	○	17.4	○	0	○
川崎市	川崎市	27	川崎区役所大師支所	住	9.2	○	21.3	○	0	○
		28	国設川崎（田島）	住	10.2	○	23.8	○	0	○
		29	川崎市役所第4庁舎	商	9.2	○	22.4	○	0	○
		30	幸スポーツセンター	住	7.8	○	18.3	○	0	○
		31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	7.7	○	17.8	○	0	○
		32	生活文化会館	商	8.1	○	19.0	○	0	○
		33	登戸小学校	住	7.5	○	17.5	○	0	○
		34	宮前平小学校	住	7.7	○	18.5	○	0	○

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

3. 環境基準適合の欄の「○」は環境基準に適合していること、「*」は評価の対象外であることを示す。

4. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域

4. ()は、年間有効測定日数が250日未満であることを示す。

〔「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）より作成〕

第3.1-8表(2) 微小粒子状物質の測定結果（自排局・令和5年度）

都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	長期基準		短期基準		日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 (日)	環境基準 適合否
					年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 適合否	日平均値 の年間 98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準 適合否		
東京都	千代田区	35	日比谷交差点	住	10.7	○	23.6	○	0	○
		36	国設霞が関	商	8.4	○	18.0	○	0	○
	港区	37	第一京浜高輪	商	13.2	○	26.4	○	0	○
	江東区	38	三ツ目通り辰巳	住	9.2	○	21.7	○	0	○
	品川区	39	北品川交差点	商	9.6	○	22.0	○	0	○
		40	中原口交差点	商	9.8	○	22.8	○	0	○
	目黒区	41	山手通り大坂橋	商	9.9	○	22.2	○	0	○
		42	環七通り柿の木坂	住	9.6	○	21.1	○	0	○
	大田区	43	環七通り松原橋	商	9.1	○	20.4	○	0	○
		44	中原街道南千束	住	7.7	○	18.5	○	0	○
		45	環八通り千鳥	住	7.6	○	18.4	○	0	○
	渋谷区	46	甲州街道大原	商	10.0	○	22.5	○	0	○
神奈川県	横浜市	48	西区浅間下交差点	商	10.7	○	22.3	○	0	○
		52	青葉台	住	11.5	○	23.0	○	0	○
	川崎市	54	池上新田公園前	工	9.3	○	21.0	○	0	○
		55	日進町	商	8.8	○	20.9	○	0	○
		56	富士見公園	商	8.6	○	21.4	○	0	○
		58	中原平和公園	住	7.8	○	18.0	○	0	○
		59	二子	準工	8.6	○	20.2	○	0	○
		60	本村橋	住	7.4	○	17.9	○	0	○
		61	宮前平駅前	商	8.3	○	19.0	○	0	○

注：1. 図中番号は、第3.1-2図に対応している。

2. 国設霞が関は、令和4年度の測定結果を採用している。

3. **太字**で示した測定局は、対象事業実施区域から半径約10kmの範囲の測定局を示す。

4. 環境基準適合の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

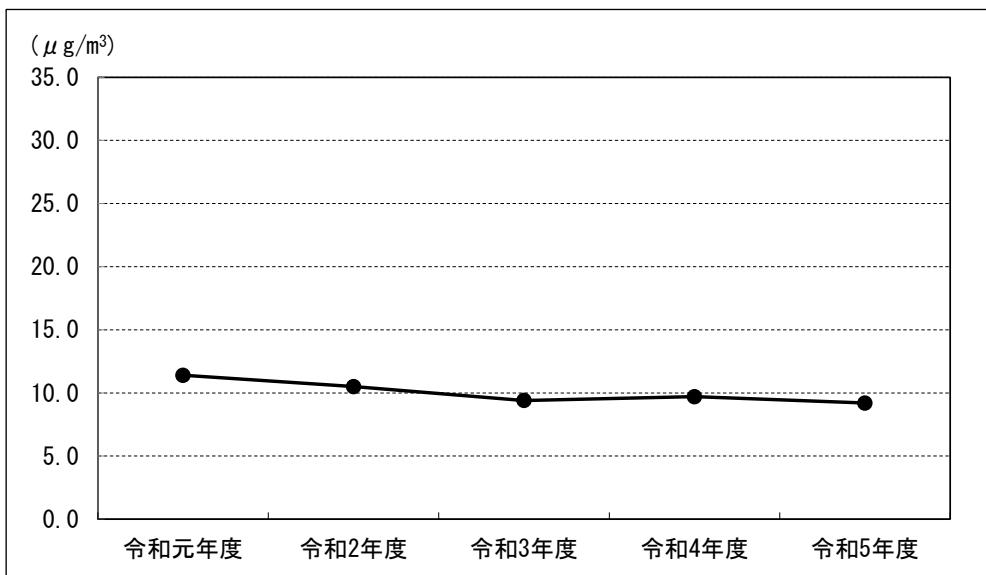
5. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

「令和5年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県HP、令和7年7月閲覧）
 「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和5）年度年報」（東京都、令和7年）
 「大気汚染常時監視データ」（国立研究開発法人 国立環境研究所HP、令和7年7月閲覧）より作成



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和 5 年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「大気汚染常時測定局測定結果報告 2023（令和 5）年度年報」（東京都、令和 7 年）より作成〕

第 3.1-8 図 微小粒子状物質の経年変化

⑦ 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質の状況は、20km 圏内における一般局 9 測定局、自排局 1 測定局で測定が行われており、環境基準が定められている 4 物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）の令和 5 年度の測定結果は、第 3.1-9 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、測定が行われているすべての測定地点で適合している。

また、10km 圏内的一般局 3 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-9 図のとおりであり、多少の濃度変動はあるものの概ね横ばい傾向で推移している。

※環境基準の評価

ベンゼン : 1 年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ ($3\text{\mu g}/\text{m}^3$) 以下であること。

トリクロロエチレン : 1 年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ ($130\text{\mu g}/\text{m}^3$) 以下であること。

テトラクロロエチレン : 1 年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ ($200\text{\mu g}/\text{m}^3$) 以下であること。

ジクロロメタン : 1 年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ ($150\text{\mu g}/\text{m}^3$) 以下であること。

第 3.1-9 表 有害大気汚染物質の測定結果（令和 5 年度）

(単位 : $\text{\mu g}/\text{m}^3$)

区分	都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	ベンゼン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	
						年平均値	環境基準適合否	年平均値	環境基準適合否	年平均値	環境基準適合否	年平均値	環境基準適合否
一般局	東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.88	○	0.60	○	0.12	○	3.5	○
		新宿区	5	国設東京（新宿）	住	0.72	○	0.66	○	0.16	○	1.5	○
		目黒区	8	目黒区碑文谷	住	0.77	○	0.57	○	0.13	○	1.4	○
		大田区	9	大田区東糀谷	準工	1.3	○	1.5	○	0.13	○	1.5	○
	神奈川県	横浜市	12	鶴見区潮田交流プラザ	商	0.54	○	0.31	○	0.12	○	1.7	○
			16	中区本牧	住	0.57	○	0.20	○	0.069	○	0.80	○
		川崎市	27	川崎区役所大師支所	住	1.1	○	0.56	○	0.22	○	1.2	○
			31	中原区役所地域 みまもり支援センター	商	0.62	○	0.70	○	0.13	○	1.4	○
			33	登戸小学校	住	0.66	○	0.41	○	0.15	○	1.1	○
自排局	神奈川県	川崎市	54	池上新田公園前	工	1.2	○	0.48	○	0.10	○	1.7	○

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

2. 太字で示した測定局は、10km 圏内の測定局を示す。

3. 環境基準適合否の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

4. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。

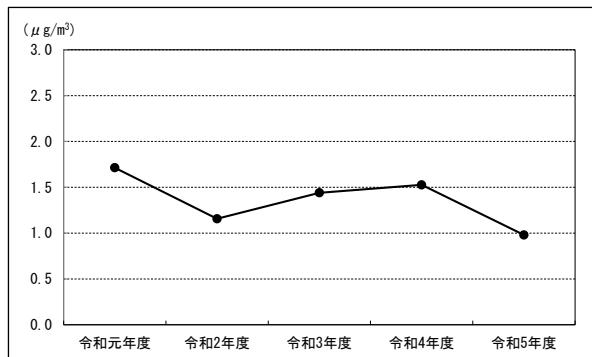
住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、

第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

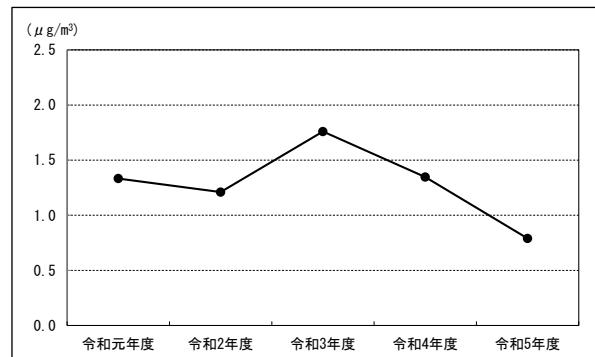
商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、工：工業地域又は工業専用地域

〔「令和 5 年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「有害大気汚染物質モニタリング調査」（東京都 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

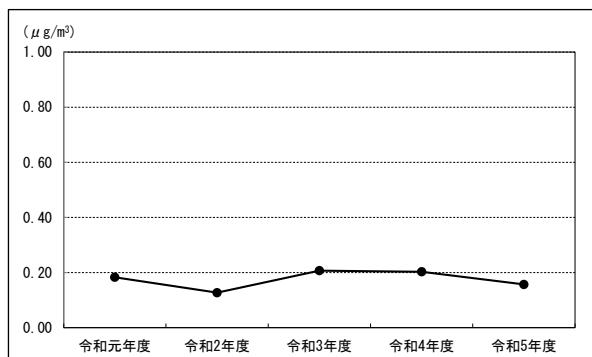
【ベンゼン】



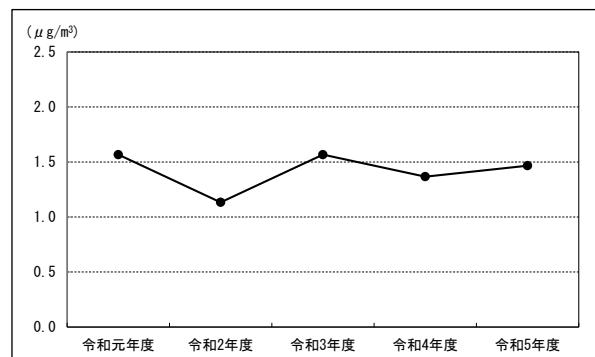
【トリクロロエチレン】



【テトラクロロエチレン】



【ジクロロメタン】



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

〔「令和元～5 年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県 HP、令和 7 年 7 月閲覧）
「有害大気汚染物質モニタリング調査」（東京都 HP、令和 7 年 7 月閲覧）より作成〕

第 3.1-9 図 有害大気汚染物質の経年変化

⑧ ダイオキシン類

ダイオキシン類の状況は、20km 圏内における一般局 10 測定局で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は第 3.1-10 表のとおりである。

環境基準の適合状況は、測定が行われているすべての測定地点で適合している。

また、10km 圏内の一般局 3 測定局の令和元～5 年度における年平均値の経年変化は、第 3.1-10 図のとおりであり、ほぼ横ばい傾向で推移している。

※環境基準の評価：1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m³ 以下であること。

第 3.1-10 表 ダイオキシン類測定結果（令和 5 年度）

（単位：pg-TEQ/m³）

区分	都道府県	市区町村	図中番号	測定局名	用途地域	年平均値	環境基準適合否
一般局	東京都	中央区	2	中央区晴海	準工	0.014	○
		大田区	9	大田区東糀谷	準工	0.038	○
		世田谷区	10	世田谷区世田谷	住	0.016	○
	神奈川県	横浜市	16	中区本牧	住	0.0079	○
			18	保土ヶ谷区桜丘高校	住	0.0070	○
			19	磯子区総合庁舎	商	0.0073	○
			21	港北区総合庁舎	商	0.0068	○
			24	緑区三保小学校	住	0.0076	○
	川崎市	川崎市	27	川崎区役所大師支所	住	0.012	○
			31	中原区役所地域みまもり支援センター	商	0.0090	○

注：1. 図中番号は、第 3.1-2 図に対応している。

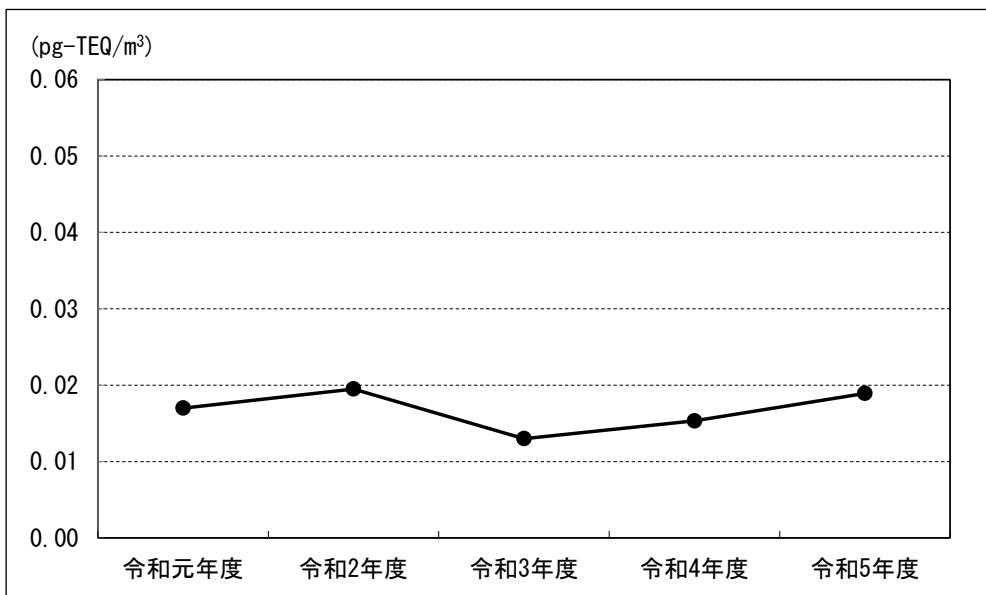
2. **太字**で示した測定局は、10km 圏内の測定局を示す。
3. 環境基準適合否の欄の「○」は、環境基準に適合していることを示す。
4. 用途地域は、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。

住：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、

第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

商：近隣商業地域及び商業地域、準工：準工業地域、未：未指定地域又は無指定地域

〔「令和 6 年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和 7 年）
 「2024（令和 6）年度東京都内における環境中のダイオキシン類調査結果について」（東京都、令和 7 年）
 より作成〕



注：各年度の値は、10km 圏内の一般局における各年平均値の平均を示す。

「令和 2～6 年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和 3～7 年）
 「2020（令和 2）～2024（令和 6）年度東京都内における環境中のダイオキシン類調査結果について」
 （東京都、令和 3～7 年）
 より作成

第 3.1-10 図 ダイオキシン類の経年変化

(3) 大気汚染に係る苦情の発生状況

令和5年度の大気汚染に係る苦情の発生状況は、第3.1-11表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計728件のうち、大気汚染に係るものは、112件(15%)発生している。このうち、川崎区は15件(川崎市における大気汚染苦情の13%)、幸区は9件(川崎市における大気汚染苦情の8%)である。

横浜市における公害苦情の総計1,562件のうち、大気汚染に係るものは、388件(25%)発生している。このうち、鶴見区は24件(横浜市における大気汚染苦情の6%)である。

また、東京都(区部)における公害苦情の総計4,980件のうち、大気汚染に係るものは、603件(12%)発生している。このうち、大田区は38件(東京都区部における大気汚染苦情の6%)である。

第3.1-11表 公害苦情の発生状況(令和5年度)

(単位:件)

地域	大気汚染				水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	総計	
	ばい煙	粉じん	ガス	その他									
川崎市	112	28	83	1	0	19	0	423	108	0	60	6	728
川崎区	15	3	12	0	0	0	0	86	21	0	12	0	134
幸区	9	0	8	1	0	0	0	46	11	0	6	1	73
中原区	32	2	30	0	0	6	0	78	21	0	7	1	145
横浜市	388	—	—	—	—	44	2	552	190	—	371	15	1,562
鶴見区	24	—	—	—	—	1	1	40	19	—	13	2	100
港北区	41	—	—	—	—	2	—	71	20	—	35	1	170
神奈川区	20	—	—	—	—	1	1	36	14	—	15	—	87
西区	12	—	—	—	—	—	—	24	11	—	7	3	57
中区	11	—	—	—	—	—	—	75	19	—	15	2	122
東京都(区部)	603	—	—	—	—	9	3	2,786	502	1	556	520	4,980
大田区	38	—	—	—	—	—	1	157	47	—	56	56	355
品川区	23	—	—	—	—	—	—	99	25	—	14	16	177

注:1. 「—」は、該当数値のないものを示す。

2. 対象事業実施区域及びその周囲10km圏内に含まれる自治体の地域で整理した。

〔「令和6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和5(2023)年度の実績)(川崎市、令和7年)
「横浜市統計書」(横浜市HP、令和7年7月閲覧)
「公害苦情統計調査」(東京都環境局HP、令和7年7月閲覧)
より作成〕

3. 騒音の状況

(1) 騒音発生源の状況

川崎市川崎区における令和6年3月末時点の「騒音規制法」（昭和43年法律第98号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく工場・事業場（特定工場等）数は、381となっている。特定施設設置届出数は2,755で、このうち空気圧縮機及び送風機が2,293で最も多く、川崎区全体の83%を占めている。

〔「令和6（2024）年度 大気・水環境対策の取組（令和5（2023）年度の実績）」
(川崎市、令和7年) より作成〕

(2) 環境騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和6年度の環境騒音の測定は1地点で行われており、測定結果は第3.1-12表、測定地点の位置は第3.1-11図のとおりである。

環境基準値との比較は、昼間及び夜間とも適合している。

第3.1-12表 環境騒音の測定結果（令和6年度）

（単位：デシベル）

図中番号	測定地点	住所	用途地域	測定結果		環境基準値		評価	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	観音川ポンプ場（南部）	川崎区塩浜2-24-5	準工業地域	50	44	60 以下	50 以下	○	○

注：1. 図中番号は、第3.1-11図に対応している。

2. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分（「3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況」第3.2-2図）による。
3. 昼間は午前6時から午後10時まで、夜間は午後10時から午前6時までを示す。
4. 評価の欄の「○」は、環境基準値に適合していることを示す。

[「一般地域における環境騒音の測定結果」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）より作成]

(3) 自動車騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和6年度の自動車騒音の測定は5地点、自動車騒音の面的評価は5評価区間で行われており、測定結果は第3.1-13表、測定地点の位置は第3.1-11図のとおりである。

環境基準値との比較は、昼間及び夜間とも全ての地点で適合している。

また、自動車騒音に係る要請限度については、測定されている1地点で昼間、夜間とも要請限度値内である。

第3.1-13表(1) 自動車騒音の測定結果(令和6年度)

(単位:デシベル)

図中番号	道路名称	測定地点	道路端の用途地域	測定結果		環境基準値		評価	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	県道6号(主要地方道) 東京大師横浜線	川崎区池上町3 (池上新田公園前)	工業地域	67	63	70 以下	65 以下	○	○
3	市道富士見鶴見駅線	川崎区旭町2-2付近	準住居地域	65	63			○	○
4	市道富士見鶴見駅線	川崎区鋼管通1-2付近	準住居地域	60	54			○	○
5	県道9号(主要地方道) 川崎府中線	幸区堀川町580付近	近隣商業地域	64	58			○	○
6	市道大宮町202	幸区中幸町3-28付近	商業地域	64	57			○	○

- 注: 1. 図中番号は、第3.1-11図に対応している。
 2. 用途地域は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の地域区分(「3.2 社会的状況3.2.2 土地利用の状況」第3.2-2図)による。
 3. 昼間は午前6時から午後10時まで、夜間は午後10時から午前6時までを示す。
 4. 評価の欄の「○」は、環境基準値に適合していることを示す。

[「自動車騒音・道路交通振動調査について」(川崎市HP、令和7年7月閲覧)より作成]

第3.1-13表(2) 自動車騒音の測定結果(面的評価)(令和6年度)

図中番号	道路名称	評価区間		評価結果(戸)				
		始点住所	終点住所	評価対象住居等	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
7	一般国道409号線	幸区幸町2-591-5	幸区戸手1-5	1,800	1,796	4	0	0
8	県道9号(主要地方道) 川崎府中線	川崎区宮本町7-8	駅前本町26-2	1,177	1,165	12	0	0
9	市道富士見鶴見駅線	川崎区港町2	川崎区大島1-31	1,305	1,305	0	0	0
10	市道富士見鶴見駅線	川崎区大島1-31	川崎区大島1-31	878	878	0	0	0
11	市道大宮町202	幸区大宮町	幸区中幸町	1,333	1,333	0	0	0

- 注: 1. 図中番号は、第3.1-11図に対応している。
 2. 昼間は午前6時から午後10時まで、夜間は午後10時から午前6時までを示す。

[「自動車騒音・道路交通振動調査について」(川崎市HP、令和7年7月閲覧)より作成]

第 3.1-13 表(3) 自動車騒音の測定結果（要請限度）（令和 6 年度）

(単位: デシベル)

図中番号	道路名称	測定地点	道路端の用途地域	測定結果		要請限度値		評価	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	県道6号(主要地方道) 東京大師横浜線	川崎区池上町3 (池上新田公園前)	工業地域	66	63	75 以下	70 以下	○	○

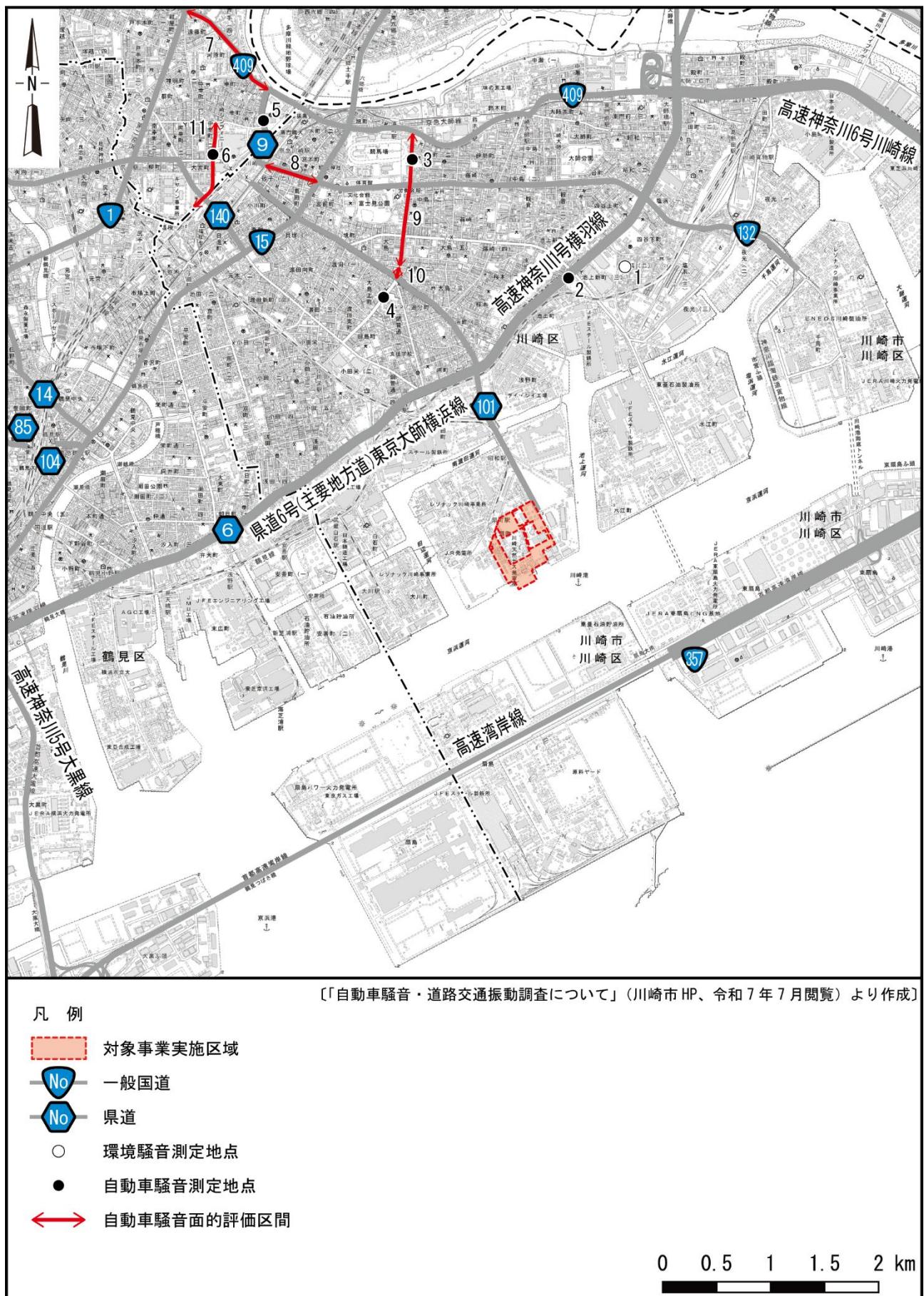
- 注：1. 図中番号は、第 3.1-11 図に対応している。
 2. 用途地域は、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分（「3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況」第 3.2-2 図）による。
 3. 昼間は午前 6 時から午後 10 時まで、夜間は午後 10 時から午前 6 時までを示す。
 4. 評価の欄の「○」は、要請限度値に適合していることを示す。

[「自動車騒音・道路交通振動調査について」(川崎市 HP、令和 7 年 7 月閲覧) より作成]

(4) 騒音に係る苦情の発生状況

令和 5 年度の騒音に係る苦情の発生状況は、「2. 大気質の状況 (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況」の第 3.1-11 表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計 728 件のうち、騒音に係るものは 423 件 (58%) 発生している。このうち、川崎区は 86 件 (川崎市における騒音苦情の 20%) である。



第 3.1-11 図 騒音の測定地点の位置

4. 振動の状況

(1) 振動発生源の状況

川崎市川崎区における令和6年3月末時点の「振動規制法」（昭和51年法律第64号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく工場・事業場（特定工場等）数は185となっている。特定施設設置届出施設数は687で、このうち金属加工機械が335で最も多く、川崎区全体の49%を占めている。

〔「令和6（2024）年度 大気・水環境対策の取組（令和5（2023）年度の実績）」
（川崎市、令和7年） より作成〕

(2) 環境振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、公表された環境振動の測定結果は確認できなかつた。

(3) 道路交通振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における令和6年度の道路交通振動の測定は1地点で行われており、測定結果は第3.1-14表、道路交通振動の測定地点の位置は第3.1-12図のとおりである。

要請限度値との比較は、県道6号（主要地方道）東京大師横浜線で昼間及び夜間ともに適合している。

第3.1-14表 道路交通振動の測定結果（令和6年度）

（単位：デシベル）

図中番号	道路名称	測定地点	道路端の用途地域	測定結果		要請限度値		評価	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	県道6号（主要地方道） 東京大師横浜線	川崎区池上町3 (池上新田公園前)	工業地域	47	45	70 以下	65 以下	○	○

- 注：1. 図中番号は、第3.1-12図に対応している。
2. 用途地域は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の地域区分（「3.2 社会的状況 3.2.2 土地利用の状況」第3.2-2図）による。
3. 昼間は午前8時から午後7時まで、夜間は午後7時から午前8時までを示す。
4. 評価の欄の「○」は、要請限度値に適合していることを示す。

〔「自動車騒音・道路交通振動調査について」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

(4) 振動に係る苦情の発生状況

令和5年度の振動に係る苦情の発生状況は、「2. 大気質の状況 (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況」の第3.1-11表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計728件のうち、振動に係るものは、108件（15%）発生している。このうち、川崎区は21件（川崎市における振動苦情の19%）である。



第 3.1-12 図 道路交通振動の測定地点の位置

5. 悪臭の状況

(1) 悪臭の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、公表された悪臭の測定結果は確認できなかった。

(2) 悪臭に係る苦情の発生状況

令和 5 年度の悪臭に係る苦情の発生状況は、「2. 大気質の状況 (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況」の第 3.1-11 表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計 728 件のうち、悪臭に係るものは、60 件 (8%) 発生している。このうち、川崎区は 12 件 (川崎市における悪臭苦情の 20%) である。

3.1.2 水環境の状況

1. 水象の状況

(1) 海域の概況

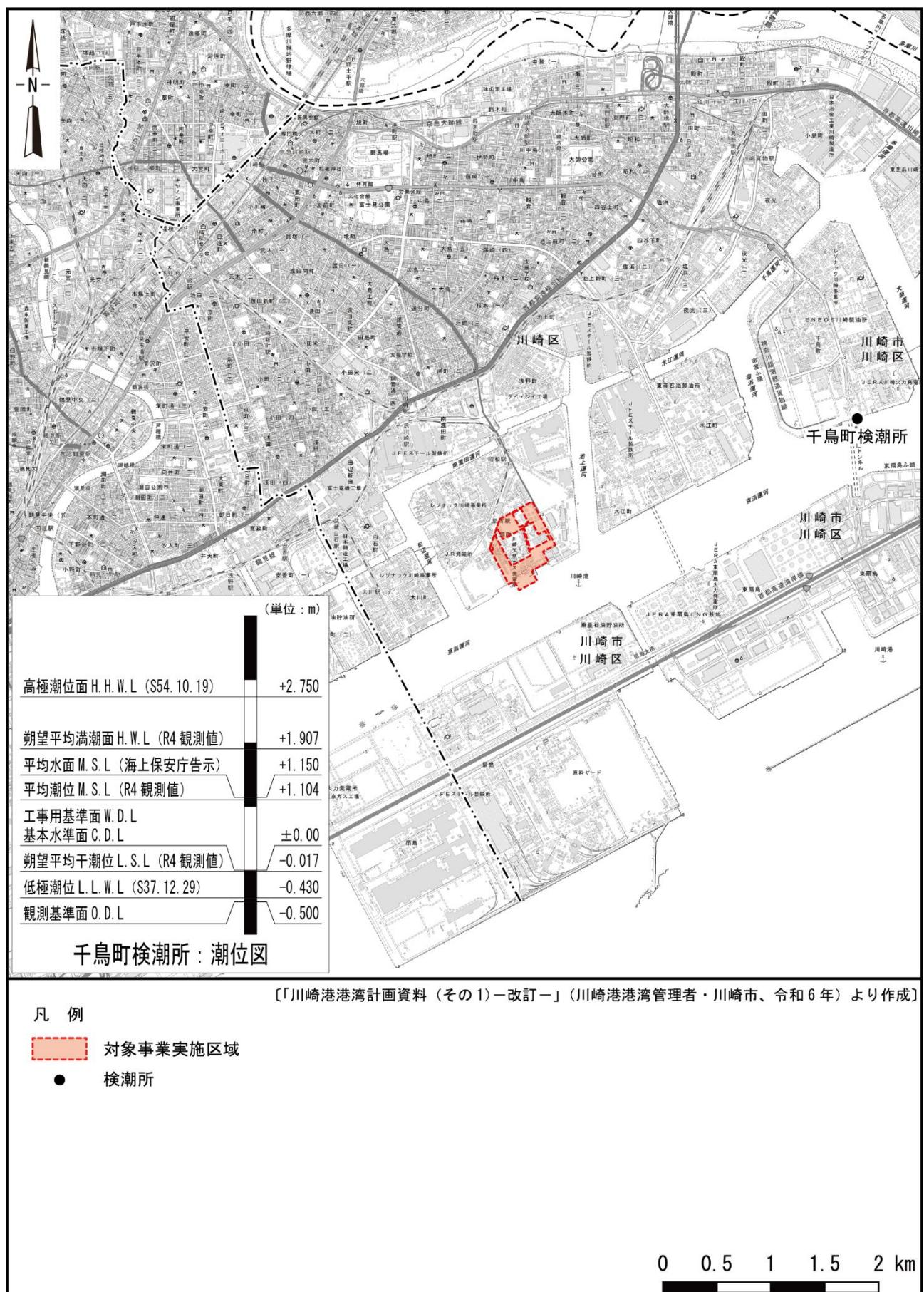
対象事業実施区域の面する東京湾は、奥行き約80km、平均幅約30km、面積約1,400km²であるが、浦賀と富津を結ぶ湾口の幅はわずか6kmで、閉鎖性の水域である。川崎市の臨海地域は京浜工業地帯の中核を成しており、北側は東京都、西側は横浜市に接し、幅は約8kmである。浮島町、千鳥町、東扇島等の埋立地が造成されており、京浜運河、大師運河等大小16の運河がある。

[「水環境データ集 令和5年度」（川崎市、令和7年）より作成]

(2) 潮位

川崎港にある千鳥町検潮所の位置及び潮位は、第3.1-13図のとおりである。

千鳥町検潮所において基本水準面（C.D.L）を基準とした平均水面（M.S.L）は+1.150m、朔望平均満潮面（H.W.L）が+1.907m、朔望平均干潮位（L.S.L）が-0.017mであり、その潮位差は1.924mとなっている。



第 3.1-13 図 検潮所の位置及び川崎港の潮位

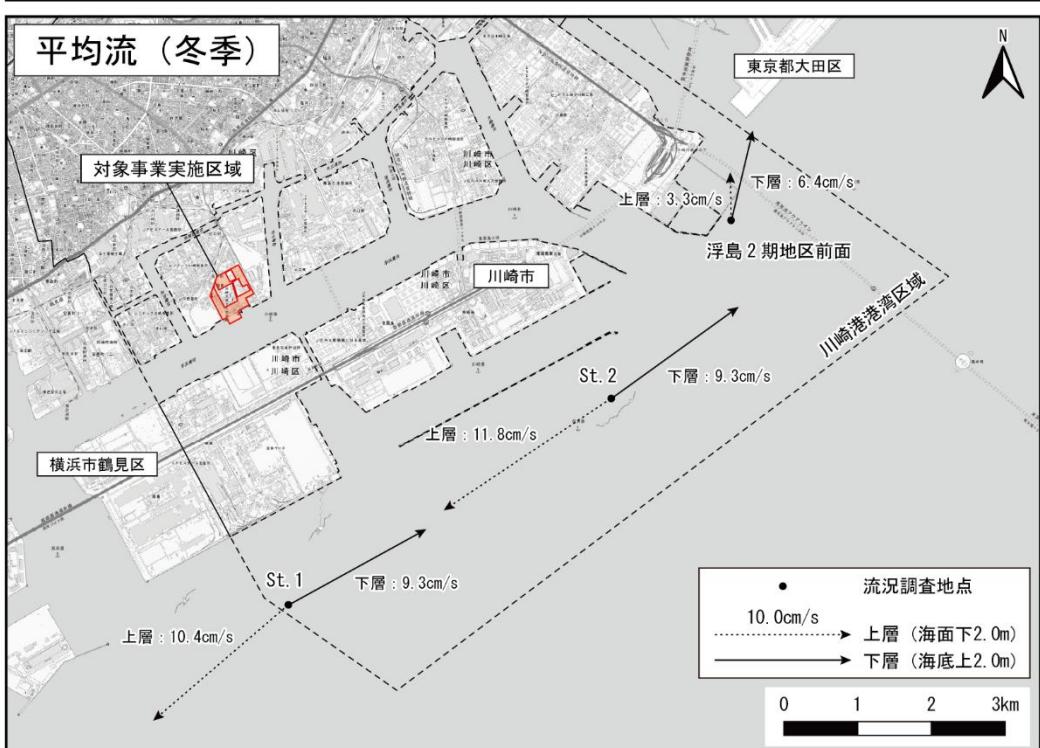
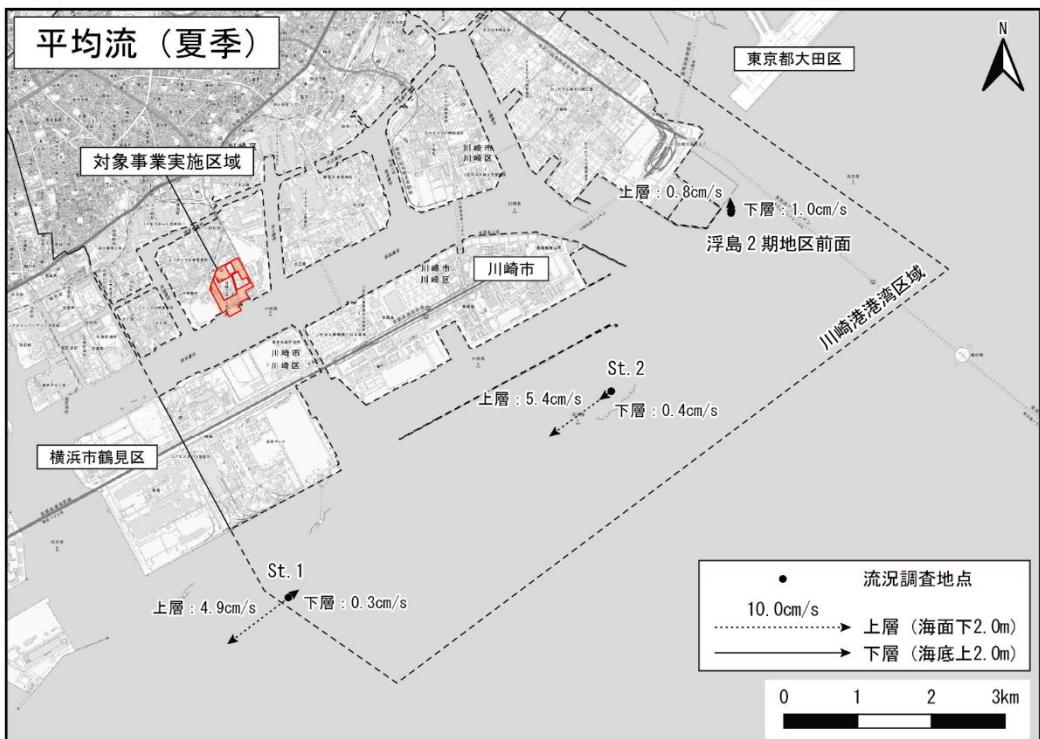
(3) 流況

川崎港内の潮流については、川崎市港湾局が3地点において調査を実施している。潮流調査の詳細は第3.1-15表、平均流の状況は第3.1-14図、平均大潮期の潮流の状況は第3.1-15図のとおりである。平均流の状況は上層(海面下2.0m)において、夏季では0.8、4.9及び5.4cm/s、冬季では3.3、10.4及び11.8cm/sとなっている。

第3.1-15表 川崎港内における潮流調査の詳細

調査項目	調査地点	調査時期（調査期間）	観測層
流向・流速	St.1	夏季：平成23年9月25日～10月10日 冬季：平成24年1月12日～1月26日	上層：海面下2.0m 下層：海底面上2.0m
	St.2	春季：平成26年5月8日～5月26日 夏季：平成26年8月7日～8月25日 秋季：平成26年11月6日～11月25日 冬季：平成27年2月5日～2月23日	上層：海面下2.0m 下層：海底面上2.0m
	浮島2期地区前面		

[「川崎港港湾計画資料（その2）－改訂－」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）より作成]



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

[「川崎港港湾計画資料（その2）一改訂一」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）より作成]

第3.1-14図 川崎港内の平均流の状況



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

[「川崎港港湾計画資料（その2）一改訂一」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）より作成]

第3.1-15図(1) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（高潮時）



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

[「川崎港港湾計画資料（その2）一改訂一」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）より作成]

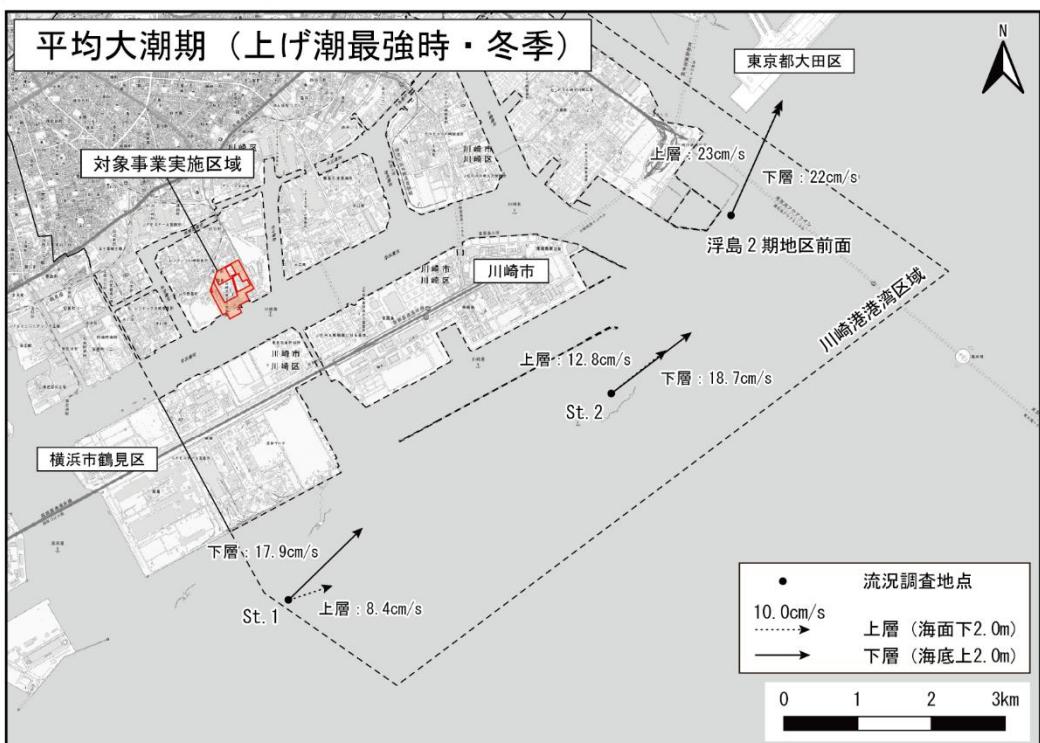
第3.1-15図(2) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（下げ潮最強時）



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

[「川崎港港湾計画資料（その2）一改訂一」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）より作成]

第3.1-15図(3) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（低潮時）



注：矢印は流向、数値は流速を示す。

[「川崎港港湾計画資料（その2）一改訂一」（川崎港港湾管理者・川崎市、令和6年）より作成]

第3.1-15図(4) 川崎港内の平均大潮期の潮流の状況（上げ潮最強時）

(4) 流入河川

対象事業実施区域及びその周囲では、第3.1-16図のとおり一級河川の多摩川と鶴見川が流れしており、これらは東京湾に流入している。

多摩川は、流路延長138km、流域面積1,240km²で、山梨県北東部の秩父山塊にその源を発し、途中、小菅川、秋川、浅川等が合流し、東京湾に注いでいる。多摩川の河口部から29.8kmの間は、川崎市と東京都の境を流れている。川崎市内の河川としては、三沢川、平瀬川が合流している。

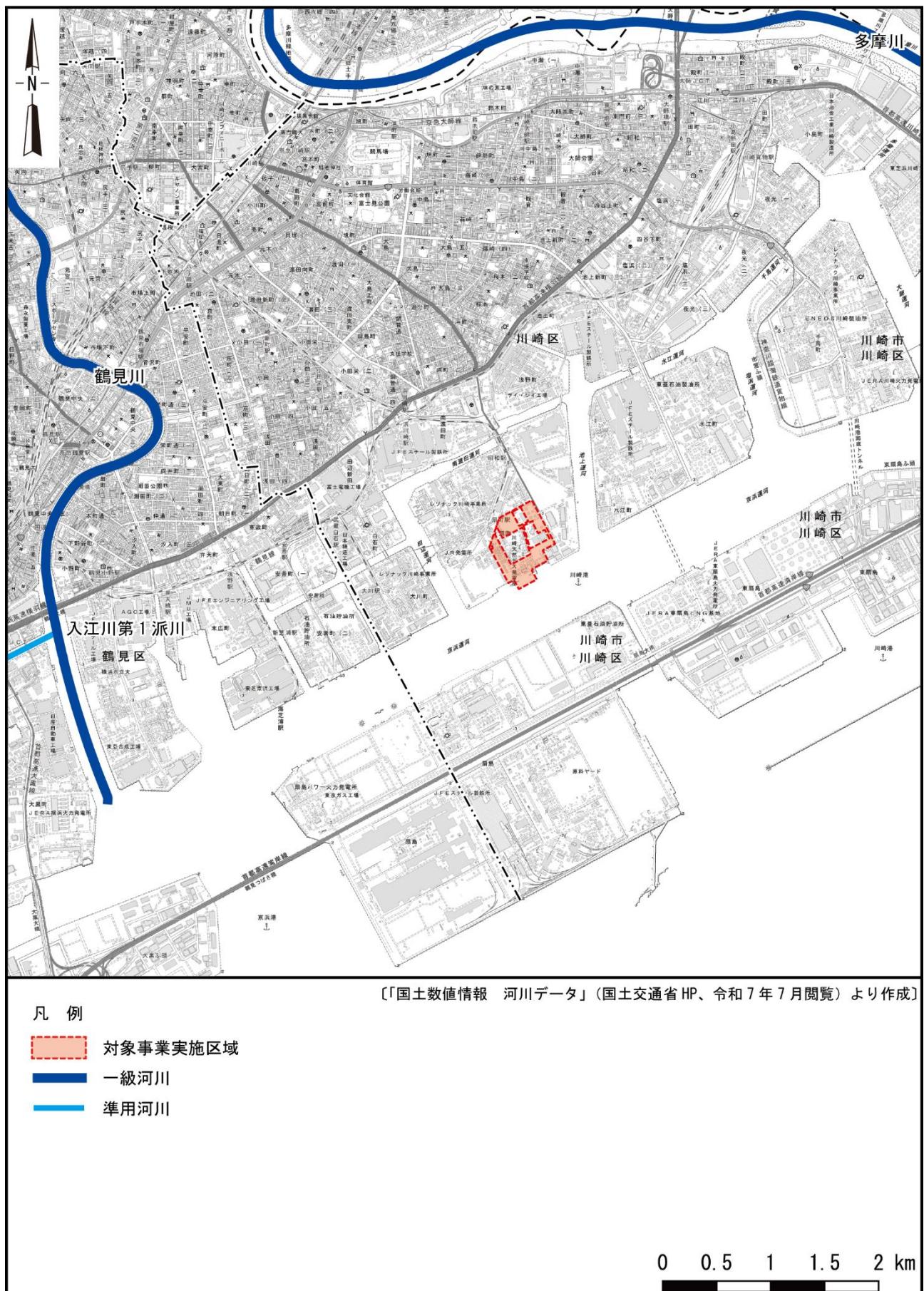
鶴見川は、流路延長42.5km、流域面積235km²で東京都町田市の丘陵地にその源を発し、途中、恩田川、矢上川等が合流している。川崎市幸区南加瀬で横浜市との境を流下し、横浜市鶴見区で東京湾に注いでいる。上流部（谷本川）では麻生川、真福寺川、早野川、下流部では矢上川が合流している。

[「水環境データ集 令和5年度」（川崎市、令和7年）より作成]

(5) 湖 沼

対象事業実施区域及びその周囲には、主だった湖沼はない。

[「国土数値情報 湖沼データ」（国土交通省HP、令和7年7月閲覧）より作成]



第3.1-16図 主要な流入河川の位置

2. 水質の状況

(1) 水質汚濁発生源の状況

川崎市における令和6年3月末時点の「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく特定事業場数は606、有害物質貯蔵指定事業場数は64となっている。

[「令和5年度 水質汚濁防止法等の施行状況」（環境省、令和7年）より作成]

(2) 海域の水質の状況

対象事業実施区域の周辺海域では、令和5年度において10地点で公共用水域の水質測定が行われている。水質測定地点の位置及び環境基準の類型指定状況は、第3.1-17図のとおりである。

周辺海域では、生活環境項目に係る環境基準の類型が指定されており、一般項目（化学的酸素要求量（COD）等）についてはB類型又はC類型に、一般項目（全窒素・全燐）についてはIV類型に、水生生物（全亜鉛等）については生物A類型に、底層溶存酸素量については生物1類型及び生物2類型に指定されている。

① 生活環境項目

周辺海域における生活環境項目に係る令和5年度の水質測定結果は、第3.1-16表のとおりである。

水質汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量（COD）の測定結果（75%値）は10地点中9地点で、富栄養化の代表的な指標である全窒素（T-N）の測定結果は10地点中7地点で、全燐（T-P）の測定結果は10地点中3地点で環境基準に適合している。

令和元～5年度における化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全燐の経年変化は第3.1-18図のとおりであり、10地点の化学的酸素要求量（COD）、全窒素及び全燐の経年変化は、ほぼ横ばい傾向で推移している。



第3.1-17図 水質測定点位置及び環境基準の類型指定状況

第3.1-16表(1) 海域の水質測定結果（生活環境項目・令和5年度）

図中番号	測定地点名	類型	水素イオン濃度〔pH〕 (-)					溶存酸素量〔DO〕 〔mg/L〕					化学的酸素要求量〔COD〕 〔mg/L〕				
			最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	日間平均値の平均値 (75%値)	m/n	基準値
1	京浜運河千鳥町	C	8.0	8.3	8.2	0/12	7.0以上 8.3以下	3.5	9.1	6.2	0/12	2以上	2.0	4.7	3.3(3.8)	0/12	8以下
2	東扇島防波堤西	C	8.1	8.4	8.3	3/12		4.0	9.5	7.2	0/12		2.1	12	3.8(3.5)	1/12	
3	京浜運河扇町	C	8.1	8.4	8.3	3/12		4.9	9.2	7.3	0/12		2.0	4.7	3.4(4.3)	0/12	
4	扇島沖	B	8.1	8.5	8.3	2/12	7.8以上 8.3以下	4.4	8.9	7.1	1/12	5以上	1.6	4.2	2.9(3.2)	4/12	3以下
5	末広運河先	C	8.1	8.2	8.2	0/4		3.2	7.2	5.5	0/4		2.5	4.4	3.3(3.3)	0/4	
6	夜光運河先	C	8.2	8.4	8.3	1/4	7.0以上 8.3以下	4.2	8.7	6.9	0/4	2以上	2.7	5.0	3.7(3.6)	0/4	8以下
7	桜堀運河先	C	8.1	8.3	8.2	0/4		3.8	7.9	6.5	0/4		2.8	5.8	4.1(4.0)	0/4	
8	池上運河先	C	8.2	8.4	8.3	1/4		4.8	9.6	7.4	0/4		2.5	4.8	3.6(3.8)	0/4	
9	南渡田運河先	C	8.1	8.5	8.2	1/4		3.9	8.6	6.8	0/4		2.1	6.1	3.7(3.6)	0/4	
10	鶴見川河口先	C	8.0	8.5	8.2	2/12		5.5	10.3	8.2	0/12		2.0	4.5	3.5(3.8)	0/12	

図中番号	測定地点名	類型	n-ヘキサン抽出物質〔油分等〕 〔mg/L〕					大腸菌数 (CFU/100mL)				
			最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	日間平均値の平均値 (90%値)	m/n	基準値
1	京浜運河千鳥町	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/12	-	1	35	13(30)	-/12	-
2	東扇島防波堤西	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/12		<1	54	8(15)	-/12	
3	京浜運河扇町	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/12		<1	1,500	140(33)	-/12	
4	扇島沖	B	<0.5	<0.5	<0.5	0/12	検出されないこと。	<1	220	24(48)	-/12	-
5	末広運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4	-	3	29	16(29)	-/2	
6	夜光運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4		3	9	6(9)	-/2	
7	桜堀運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4		3	65	34(65)	-/2	
8	池上運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4		3	10	7(10)	-/2	
9	南渡田運河先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4		2	11	7(11)	-/2	
10	鶴見川河口先	C	<0.5	<0.5	<0.5	-/4		3	14,000	3,800 (11,000)	-/12	

注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

2. 平均値は、上下層平均値の年間平均値を示す。
3. 最小値及び最大値は、上下層平均値の最小値及び最大値を示す。
4. **太字**表記は、環境基準値を超えて検出されたことを示す。
5. 「<」は、記載値未満であることを示す。
6. m/n の欄は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。また、「-/n」は環境基準が定められていないことを示す。
7. 基準値の「-」は、環境基準が定められていないことを示す。

〔「水環境データ集 令和5年度」（川崎市、令和7年）
「神奈川県水質調査年表（令和5年度）」（神奈川県、令和6年）
「令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和6年）より作成〕

第3.1-16表(2) 海域の水質測定結果（生活環境項目・令和5年度）

図中番号	測定地点名	類型	全窒素 (mg/L)						全 煉 (mg/L)					
			最小値	最大値	平均値	平均値 (上層)	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	平均値 (上層)	m/n	基準値
1	京浜運河千鳥町	IV	0.55	0.91	0.71	0.88	2/12	1 以下	0.042	0.14	0.085	0.086	5/12	0.09 以下
2	東扇島防波堤西	IV	0.42	1.7	0.69	0.94	1/12		0.045	0.33	0.095	0.13	5/12	
3	京浜運河扇町	IV	0.50	1.0	0.71	0.93	4/12		0.046	0.13	0.090	0.11	6/12	
4	扇島沖	IV	0.38	0.70	0.55	0.72	0/12		0.043	0.12	0.069	0.081	4/12	
5	末広運河先	IV	0.96	1.3	1.1	1.6	4/4		0.071	0.18	0.12	0.12	3/4	
6	夜光運河先	IV	0.61	0.95	0.81	0.93	1/4		0.058	0.14	0.093	0.099	2/4	
7	桜堀運河先	IV	0.94	1.7	1.3	1.9	4/4		0.097	0.53	0.23	0.33	4/4	
8	池上運河先	IV	0.48	0.92	0.71	0.83	1/4		0.051	0.13	0.091	0.086	2/4	
9	南渡田運河先	IV	0.67	1.1	0.86	0.99	2/4		0.056	0.16	0.10	0.10	2/4	
10	鶴見川河口先	IV	0.71	2.1	1.3	1.9	12/12		0.050	0.17	0.10	0.13	9/12	

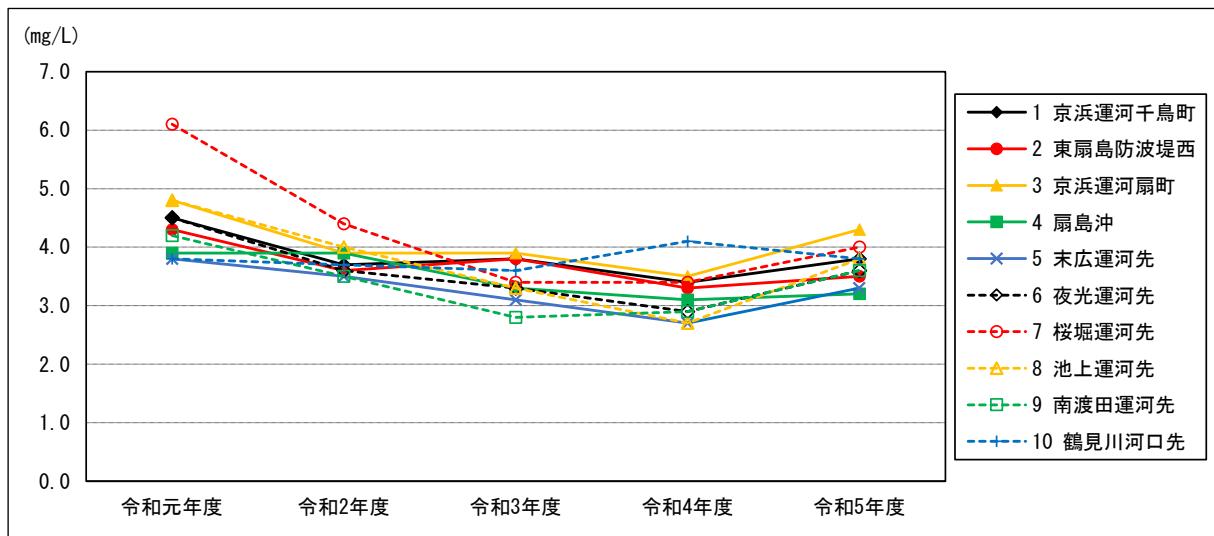
図中番号	測定地点名	類型	全亜鉛 (mg/L)					ノニルフェノール (mg/L)					直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 [LAS] (mg/L)				
			最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値
1	京浜運河千鳥町	生物A	0.003	0.012	0.008	0/12	0.02 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2	0.001 以下	0.0008	0.0013	0.0011	0/2	0.01 以下
2	東扇島防波堤西	生物A	0.002	0.005	0.003	0/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	
3	京浜運河扇町	生物A	0.003	0.007	0.005	0/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	
4	扇島沖	生物A	0.002	0.008	0.004	0/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/2		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	
5	末広運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
6	夜光運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
7	桜堀運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
8	池上運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
9	南渡田運河先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	
10	鶴見川河口先	生物A	—	—	—	—		—	—	—	—		—	—	—	—	

図中番号	測定地点名	類型	底層溶存酸素量 (mg/L)					
			最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	
1	京浜運河千鳥町	生物2	0.2	8.2	3.9	5/12	3.0 以上	
2	東扇島防波堤西	生物2	0.4	8.9	5.0	5/12		
3	京浜運河扇町	生物2	1.2	8.6	5.1	5/12		
4	扇島沖	生物1	1.7	8.5	5.0	6/12		
5	末広運河先	生物2	0.5	6.7	3.4	2/4		
6	夜光運河先	生物2	1.8	8.8	5.2	2/4		
7	桜堀運河先	生物2	0.2	6.5	3.2	2/4		
8	池上運河先	生物2	0.4	9.3	4.3	2/4		
9	南渡田運河先	生物2	1.3	7.6	4.4	2/4		
10	鶴見川河口先	生物2	4.1	10.0	7.7	0/12		

注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

2. 平均値は、上下層平均値の年間平均値を示す。
3. 最小値及び最大値は、上下層平均値の最小値及び最大値を示す。
4. **太字**表記は、環境基準値を超えて検出されたことを示す。
5. 「<」は、記載値未満であることを示す。
6. 全窒素及び全燐は、上層の値で環境基準値と比較した。
7. 測定値の「—」は、測定が行われていないことを示す。
8. m/n の欄は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。

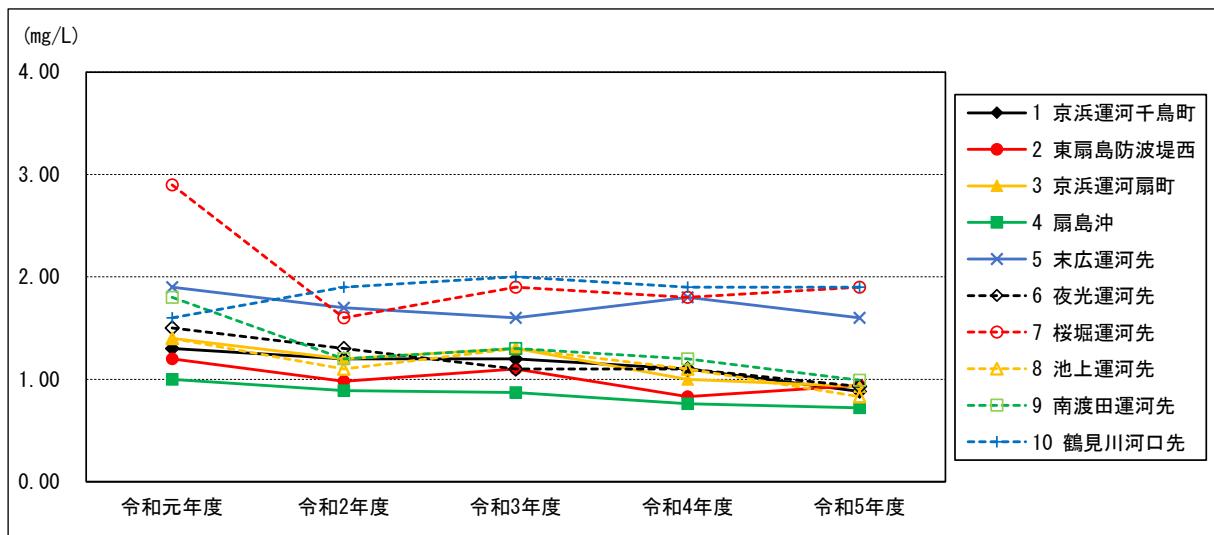
〔「水環境データ集 令和5年度」（川崎市、令和7年）
 「神奈川県水質調査年表（令和5年度）」（神奈川県、令和6年）
 「令和5年度神奈川県公共用海域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和6年）より作成〕



注：1. 番号は、第 3.1-17 図に対応している。
2. 図中の値は、日間平均値の 75% 値を示す。

〔「水質年報 令和元～3 年度」（川崎市、令和 3～5 年）
「水環境データ集 令和 4～5 年度」（川崎市、令和 6～7 年）
「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和 6 年） より作成〕

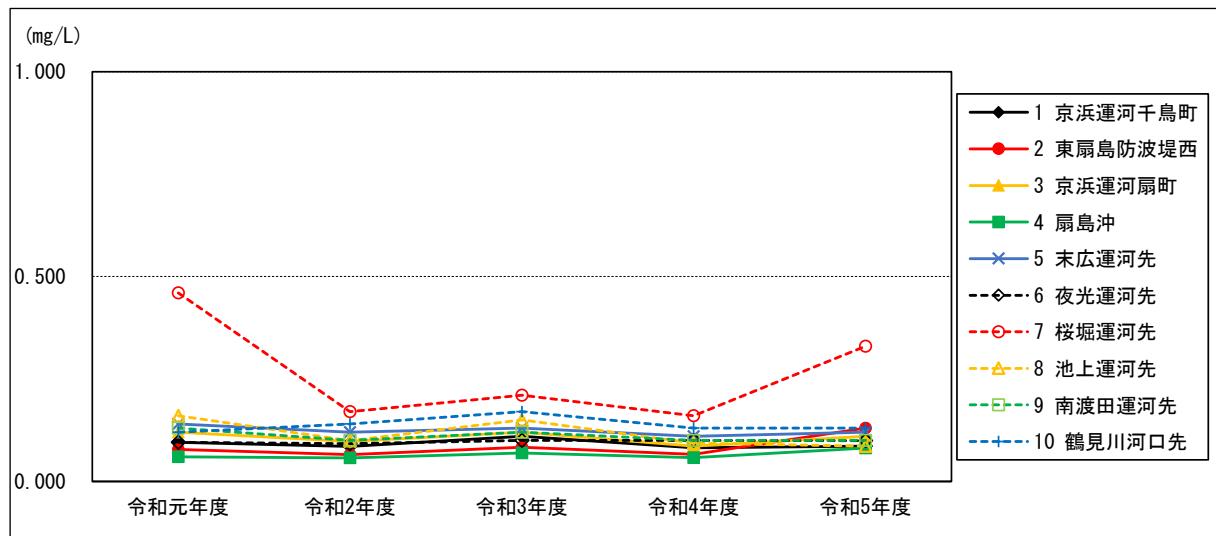
第 3.1-18 図(1) 海域の水質の経年変化（化学的酸素要求量 (COD))



注：1. 番号は、第 3.1-17 図に対応している。
2. 図中の値は、上層の年平均値を示す。

〔「水質年報 令和元～3 年度」（川崎市、令和 3～5 年）
「水環境データ集 令和 4～5 年度」（川崎市、令和 6～7 年）
「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和 6 年） より作成〕

第 3.1-18 図(2) 海域の水質の経年変化（全窒素）



注：1. 番号は、第 3.1-17 図に対応している。

2. 図中の値は、上層の年平均値を示す。

「水質年報 令和元～3 年度」(川崎市、令和 3～5 年)
 「水環境データ集 令和 4～5 年度」(川崎市、令和 6～7 年)
 「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」(神奈川県、令和 6 年) より作成

第 3.1-18 図(3) 海域の水質の経年変化（全燐）

② 健康項目

周辺海域における健康項目に係る令和5年度の水質測定結果は、8地点において測定されており、第3.1-17表のとおりである。

健康項目は、測定が行われているすべての地点で環境基準に適合している。

第3.1-17表 海域の水質測定結果（健康項目・令和5年度）

(単位: mg/L)

図中番号	1	2	3	4	7	8	9	10	基準値
測定地点名	京浜運河 千鳥町	東扇島 防波堤西	京浜運河 扇町	扇島沖	桜堀 運河先	池上 運河先	南渡田 運河先	鶴見川 河口先	
項目									
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	検出されないこと
鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.0005	0.01以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.02以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.006以下
トリクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.01以下
1,3-ジクロロプロパン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0002	0.002以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0005	0.006以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.0003	0.02以下
ベンゼン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0001	0.01以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
亜硝酸性窒素	0.05	0.05	0.05	0.05	0.07	<0.05	<0.05	0.04	-
硝酸性窒素	0.25	0.25	0.26	0.22	0.94	0.10	0.18	0.63	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.31	0.30	0.31	0.27	1.0	0.15	0.23	0.71	10以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

2. 「-」は、測定が行われていないことを示す。

3. 「<」は、記載値未満であることを示す。

4. 基準値の「-」は、環境基準が定められていないことを示す。

〔「水環境データ集 令和5年度」(川崎市、令和7年)
「神奈川県水質調査年表(令和5年度)」(神奈川県、令和6年) より作成〕

③ ダイオキシン類

周辺海域におけるダイオキシン類については、令和5年度において1地点で測定されている。水質測定結果は第3.1-18表のとおりであり、環境基準に適合している。

第3.1-18表 周辺海域の水質測定結果（ダイオキシン類・令和5年度）

（単位：pg-TEQ/L）

図中番号	測定地点名	測定結果	環境基準
1	京浜運河千鳥町	0.35	1以下

注：図中番号は、第3.1-17図に対応している。

〔「令和6年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和7年）より作成〕

④ 水温

周辺海域における令和5年度の水温は、第3.1-19表及び第3.1-19図のとおりである。

周辺海域の月別水温の平均は11.2~26.3°Cの範囲であり、8月に最高となり、2月に最低となっている。

第3.1-19表 周辺海域の水温の月別測定結果（令和5年度）

(単位：°C)

図中番号	測定地点名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	京浜運河千鳥町	16.6	18.5	19.9	22.6	25.8	25.8	24.7	20.7	16.5	14.3	12.0	12.8
2	東扇島防波堤西	16.2	17.8	20.1	22.4	24.9	25.6	24.0	20.3	15.5	13.0	11.2	11.2
3	京浜運河扇町	16.6	18.2	20.4	23.4	26.5	25.8	24.2	20.4	15.6	13.0	11.7	12.2
4	扇島沖	15.7	17.6	19.0	21.4	24.4	25.2	23.5	20.1	15.4	13.7	11.4	11.5
5	末広運河先	17.1	—	—	23.5	—	—	26.1	—	—	13.5	—	—
6	夜光運河先	16.7	—	—	24.8	—	—	26.4	—	—	13.5	—	—
7	桜堀運河先	16.9	—	—	23.7	—	—	25.3	—	—	14.4	—	—
8	池上運河先	16.5	—	—	23.5	—	—	24.7	—	—	13.3	—	—
9	南渡田運河先	17.5	—	—	25.2	—	—	27.3	—	—	14.8	—	—
10	鶴見川河口先	16.5	18.5	21.2	25.9	30.1	28.7	24.2	20.0	14.8	12.1	10.0	11.4
平均		16.6	18.1	20.1	23.6	26.3	26.2	25.0	20.3	15.6	13.5	11.2	11.8

注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

2. 記載値は、上下層の平均値である。

3. 「—」は、測定が行われていないことを示す。

[「神奈川県水質調査年表（令和5年度）」（神奈川県、令和6年）より作成]



[「神奈川県水質調査年表（令和5年度）」（神奈川県、令和6年）より作成]

第3.1-19図 周辺海域の水温の月別平均値（令和5年度）

(3) 河川の水質の状況

対象事業実施区域の周囲において、令和5年度の河川の水質の測定は多摩川の六郷橋、大師橋及び鶴見川の臨港鶴見川橋にて行われており、水質測定地点の位置及び類型指定は第3.1-17図のとおりである。

① 生活環境項目

対象事業実施区域の周囲における生活環境項目に係る令和5年度の水質測定結果は、第3.1-20表のとおりである。

水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の測定結果（75%値）は、すべての地点において環境基準に適合している。

令和元～5年度における生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化は第3.1-20図のとおりであり、多少の濃度変動はあるもののすべての地点で概ね横ばい傾向で推移している。

第3.1-20表 河川の水質測定結果（生活環境項目・令和5年度）

水 域	図中番号	測定地点名	類型	水素イオン濃度〔pH〕 (-)					溶存酸素量〔DO〕 (mg/L)					生物化学的酸素要求量〔BOD〕 (mg/L)				
				最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	日間平均値の 平均値 (75%値)	m/n	基準値
多摩川	①	六郷橋	B	7.5	8.1	7.6	0/12	6.5以上 8.5以下	2.7	12.0	7.1	2/12	5以上	1.3	18.0	3.6(2.3)	3/12	3以下
	②	大師橋	B	7.5	8.7	7.9	1/12		4.5	13.0	7.7	2/12		1.4	21.0	4.2(2.8)	3/12	
	③	臨港鶴見川橋	C	7.4	8.2	7.7	0/12		1.7	7.9	5.7	3/12		0.6	4.0	1.9(2.4)	0/12	

水 域	図中番号	測定地点名	類型	浮遊物質量〔SS〕 (mg/L)					大腸菌数 (CFU/100mL)				
				最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	日間平均値の 平均値 (90%値)	m/n	基準値
多摩川	①	六郷橋	B	1	12	4	0/12	25以下	6	1,400	300(740)	1/12	1,000 以下
	②	大師橋	B	3	19	7	0/12		9	1,800	270(840)	1/12	
鶴見川	③	臨港鶴見川橋	C	2	10	4	0/12	50以下	26	19,000	2,400(2,200)	-/12	-

水 域	図中番号	測定地点名	類型	全窒素 (mg/L)					全 磷 (mg/L)				
				最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値
多摩川	①	六郷橋	-	3.2	6.1	4.4	-/12	-	0.15	0.52	0.32	-/12	-
	②	大師橋	-	2.5	4.2	3.3	-/12		0.17	0.45	0.25	-/12	
鶴見川	③	臨港鶴見川橋	-	2.0	6.6	4.0	-/12	-	0.13	0.28	0.21	-/12	-

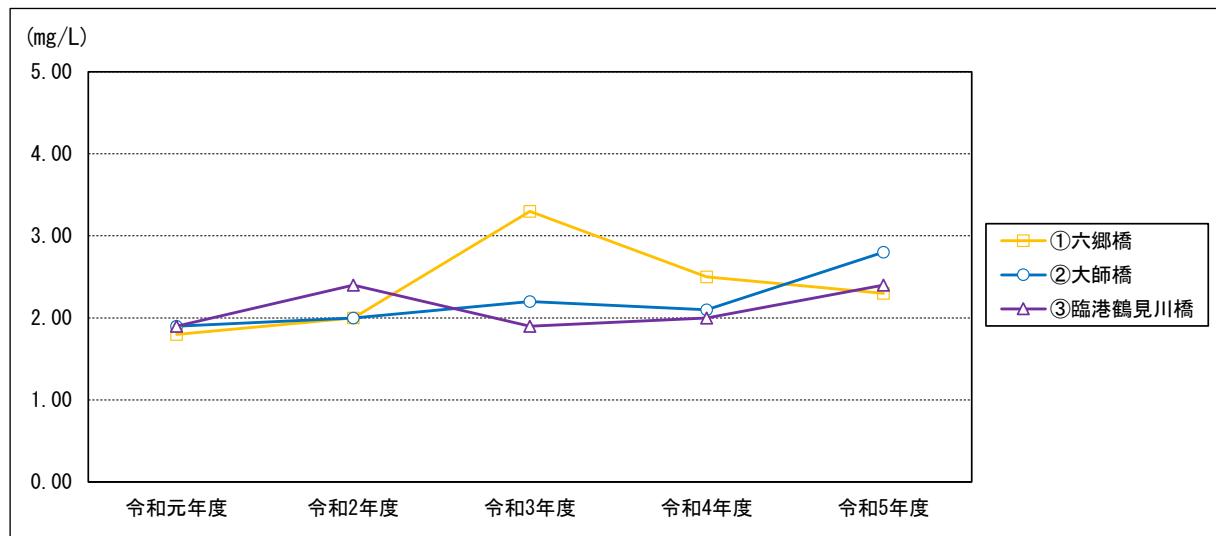
水生生物保全項目

水 域	図中番号	測定地点名	類型	全亜鉛 (mg/L)					ノニルフェノール (mg/L)					直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩〔LAS〕 (mg/L)				
				最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値	最小値	最大値	平均値	m/n	基準値
多摩川	①	六郷橋	生物B	0.010	0.021	0.016	0/12	0.03 以下	-	-	-	-	0.002 以下	-	-	-	-	0.05 以下
	②	大師橋	生物B	0.009	0.038	0.021	2/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/4		<0.0006	0.0056	0.0020	0/4	
	③	臨港鶴見川橋	生物B	0.009	0.034	0.016	1/12		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/4		<0.0006	0.0009	0.0007	0/4	

注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

2. 「-」は、測定が行われていないことを示す。
3. 「<」は、記載値未満であることを示す。
4. m/n の欄は「環境基準値を超える検体数/総検体数」を示す。また、「-/n」は環境基準が定められていないことを示す。
5. 基準値の「-」は環境基準が定められていないことを、類型の「-」は類型が定められていないことを示す。

〔「神奈川県水質調査年表（令和5年度）」（神奈川県、令和6年）
「令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和6年）より作成〕



- 注：1. 番号は、第 3.1-17 図に対応している。
2. 図中の値は、日間平均値の 75% 値を示す。

[「令和 5 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和 6 年）より作成]

第 3.1-20 図 河川の水質の経年変化（生物化学的酸素要求量（BOD））

② 健康項目

流入河川における健康項目に係る令和5年度の水質測定結果は、第3.1-21表のとおりである。

健康項目は、測定が行われているすべての地点において環境基準に適合している。

第3.1-21表 河川の水質測定結果（健康項目・令和5年度）

(単位: mg/L)

水域名	多摩川		鶴見川	環境基準	
図中番号	①	②	③		
測定地点名	六郷橋	大師橋	臨港鶴見川橋		
項目					
カドミウム	—	<0.0003	<0.0003	0.003以下	
全シアン	—	<0.01	<0.01	検出されないこと。	
鉛	—	0.001	0.002	0.01以下	
六価クロム	—	<0.005	<0.005	0.02以下	
砒素	—	0.002	0.001	0.01以下	
総水銀	—	<0.0003	<0.0003	0.0005以下	
アルキル水銀	—	—	—	検出されないこと。	
PCB	—	<0.0003	<0.0003	検出されないこと。	
ジクロロメタン	—	<0.0002	<0.0002	0.02以下	
四塩化炭素	—	<0.0002	<0.0002	0.002以下	
1,2-ジクロロエタン	—	<0.0002	<0.0002	0.004以下	
1,1-ジクロロエチレン	—	<0.0002	<0.0002	0.1以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	<0.0002	<0.0002	0.04以下	
1,1,1-トリクロロエタン	—	<0.0002	<0.0002	1以下	
1,1,2-トリクロロエタン	—	<0.0002	<0.0002	0.006以下	
トリクロロエチレン	—	<0.0002	<0.0002	0.01以下	
テトラクロロエチレン	—	<0.0002	<0.0002	0.01以下	
1,3-ジクロロプロペン	—	<0.0002	<0.0002	0.002以下	
チウラム	—	<0.0006	<0.0006	0.006以下	
シマジン	—	<0.0003	<0.0003	0.003以下	
チオベンカルブ	—	<0.0003	<0.0003	0.02以下	
ベンゼン	—	<0.0002	<0.0002	0.01以下	
セレン	—	<0.001	<0.001	0.01以下	
硝酸性窒素	2.4	2.3	2.4	-	
亜硝酸性窒素	0.11	0.092	0.25	-	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2.5	2.3	2.6	10以下	
ふつ素	—	—	—	0.8以下	
ほう素	—	—	—	1以下	
1,4-ジオキサン	—	<0.005	<0.005	0.05以下	

注：1. 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

2. 測定結果の値は、平均値である。
3. 測定値の「—」は、測定が行われていないことを示す。
4. 「<」は、記載値未満であることを示す。
5. 基準値の「-」は、環境基準が定められていないことを示す。

[「神奈川県水質調査年表（令和5年度）」（神奈川県、令和6年）より作成】

③ ダイオキシン類

対象事業実施区域の周囲における河川のダイオキシン類については、令和5年度において1地点で測定されている。水質測定結果は第3.1-22表のとおりであり、環境基準に適合している。

第3.1-22表 河川の水質測定結果（ダイオキシン類・令和5年度）

(単位: pg-TEQ/L)

図中番号	測定地点名	測定結果	環境基準
③	臨港鶴見川橋	0.087	1以下

注: 図中番号は、第3.1-17図に対応している。

[「令和6年度版 かながわの化学物質対策」(神奈川県、令和7年)より作成]

(4) 地下水の水質の状況

川崎市内において令和5年度は、9地点で定点調査が、8地点で継続監視調査が、8地点でメッシュ調査が行われており、うち川崎区内では1地点で継続監視調査が、2地点でメッシュ調査が行われている。

川崎区内で行われた測定結果は第3.1-23表のとおりであり、すべての地点において環境基準に適合している。

また、対象事業実施区域の周囲における地下水のダイオキシン類については、令和5年度において1地点で測定されている。水質測定結果は第3.1-24表のとおりであり、環境基準に適合している。

第3.1-23表 地下水の水質測定結果（令和5年度）

（単位：mg/L）

調査区分	継続監視調査	メッシュ調査	メッシュ調査	環境基準
測定地点名	川崎区日進町	川崎区日ノ出	川崎区小川町	
深度区分	浅井戸	浅井戸	深井戸	
用途区分	その他	生活用水	生活用水	
測定年月	令和5年10月	令和5年10月	令和5年10月	
カドミウム	—	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	—	<0.1	<0.1	検出されないこと。
鉛	—	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	—	<0.01	<0.01	0.02以下
砒素	—	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	—	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	—	—	—	検出されないこと。
PCB	—	<0.0005	<0.0005	検出されないこと。
ジクロロメタン	—	<0.0002	<0.0002	0.02以下
四塩化炭素	—	<0.0002	<0.0002	0.002以下
クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	—	<0.0002	<0.0002	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.0022	<0.0004	<0.0004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.006以下
トリクロロエチレン	0.0003	<0.0002	<0.0002	0.01以下
テトラクロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01以下
1,3-ジクロロプロパン	—	<0.0004	<0.0004	0.002以下
チウラム	—	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	—	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	—	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	—	<0.0002	<0.0002	0.01以下
セレン	—	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	4.7	<0.10	10以下
ふっ素	—	0.25	0.24	0.8以下
ほう素	—	0.07	0.20	1以下
1,4-ジオキサン	—	<0.005	<0.005	0.05以下

注：1. 測定値の「—」は、測定が行われていないことを示す。

2. 「<」は、記載値未満であることを示す。

[「令和5年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定結果」（神奈川県、令和6年）より作成]

第 3.1-24 表 地下水の水質測定結果（ダイオキシン類・令和 5 年度）

(単位：pg-TEQ/L)

測定点名	測定結果	環境基準
川崎区小川町	0.031	1 以下

[「令和 6 年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和 7 年）より作成]

(5) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

令和 5 年度の水質汚濁に係る苦情の発生状況は、「3.1.1 大気環境の状況 2. 大気質の状況 (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況」の第 3.1-11 表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計 728 件のうち、水質汚濁に係るものは、19 件（3%）発生している。このうち、川崎区は 0 件で発生していない。

3. 水底の底質の状況

対象事業実施区域の周辺海域におけるダイオキシン類については、令和 5 年度において 2 地点で測定されている。水底の底質測定結果は第 3.1-25 表のとおりであり、すべての地点において環境基準に適合している。

第 3.1-25 表 水底の底質測定結果（ダイオキシン類・令和 5 年度）

(単位：pg-TEQ/g)

図中番号	測定地点名	測定結果	環境基準
1	京浜運河千鳥町	22	150 以下
③	臨港鶴見川橋	12	

注：図中番号は、第 3.1-17 図に対応している。

[「令和 6 年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和 7 年）より作成]

3.1.3 土壤及び地盤の状況

1. 土壤の状況

(1) 土壤汚染の状況

対象事業実施区域及びその周囲において、桜川公園で令和5年度のダイオキシン類の調査が行われている。測定結果は第3.1-26表のとおりであり、環境基準に適合している。

第3.1-26表 土壤の測定結果（ダイオキシン類・令和5年度）

（単位：pg-TEQ/g）

測定点名	測定結果	環境基準
桜川公園	1.8	1,000 以下

〔「令和6年度版 かながわの化学物質対策」（神奈川県、令和7年）より作成〕

川崎市川崎区では令和7年7月8日現在、「土壤汚染対策法」（平成14年法律第53号、最終改正：令和4年6月17日）に基づく要措置区域は存在しないが、形質変更時要届出区域は73件存在する。

〔「土壤汚染対策法 区域の指定について」（川崎市HP、令和7年7月閲覧）より作成〕

「令和6（2024）年度 大気・水環境対策の取組（令和5（2023）年度の実績）」（川崎市、令和7年）によると、令和5年度の「土壤汚染対策法」に基づく調査での土壤汚染の判明件数は、川崎市全体で10件、対象事業実施区域が位置する川崎区で7件である。

(2) 対象事業実施区域の土地利用履歴

対象事業実施区域が位置する扇町地区は、昭和2年に埋立てが完了した埋立地である。昭和6年には、三菱石油株式会社（現ENEOS株式会社）が設立され、扇町地区内で川崎製油所が操業を開始した。

対象事業実施区域は、石油精製関連の装置群及びタンク群が順次建設され、1990年代には、原油処理能力が日量約75,000バーレルの製油所として使用していたが、川崎製油所は平成11年9月に原油処理を停止するとともに各精製装置の稼働を停止し、現在は川崎事業所となっている。対象事業実施区域には、停止した石油精製装置群の一部及びタンク群の一部が残っている。

川崎事業所では「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づく土壤調査等の結果として、平成21年に基準に適合しない特定有害物質（ベンゼン、鉛及び砒素）が確認され、平成29年には、第3.1-27表及び第3.1-21図のとおり、「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域（指-65号、68号）に指定されている。

〔「令和6(2024)年度 大気・水環境対策の取組（令和5(2023)年度の実績）」（川崎市、令和7年）
「川崎市における土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」（令和7年7月8日現在）」
（川崎市、令和7年） より作成〕

第 3.1-27 表 対象事業実施区域における「形質変更時要届出区域」の指定

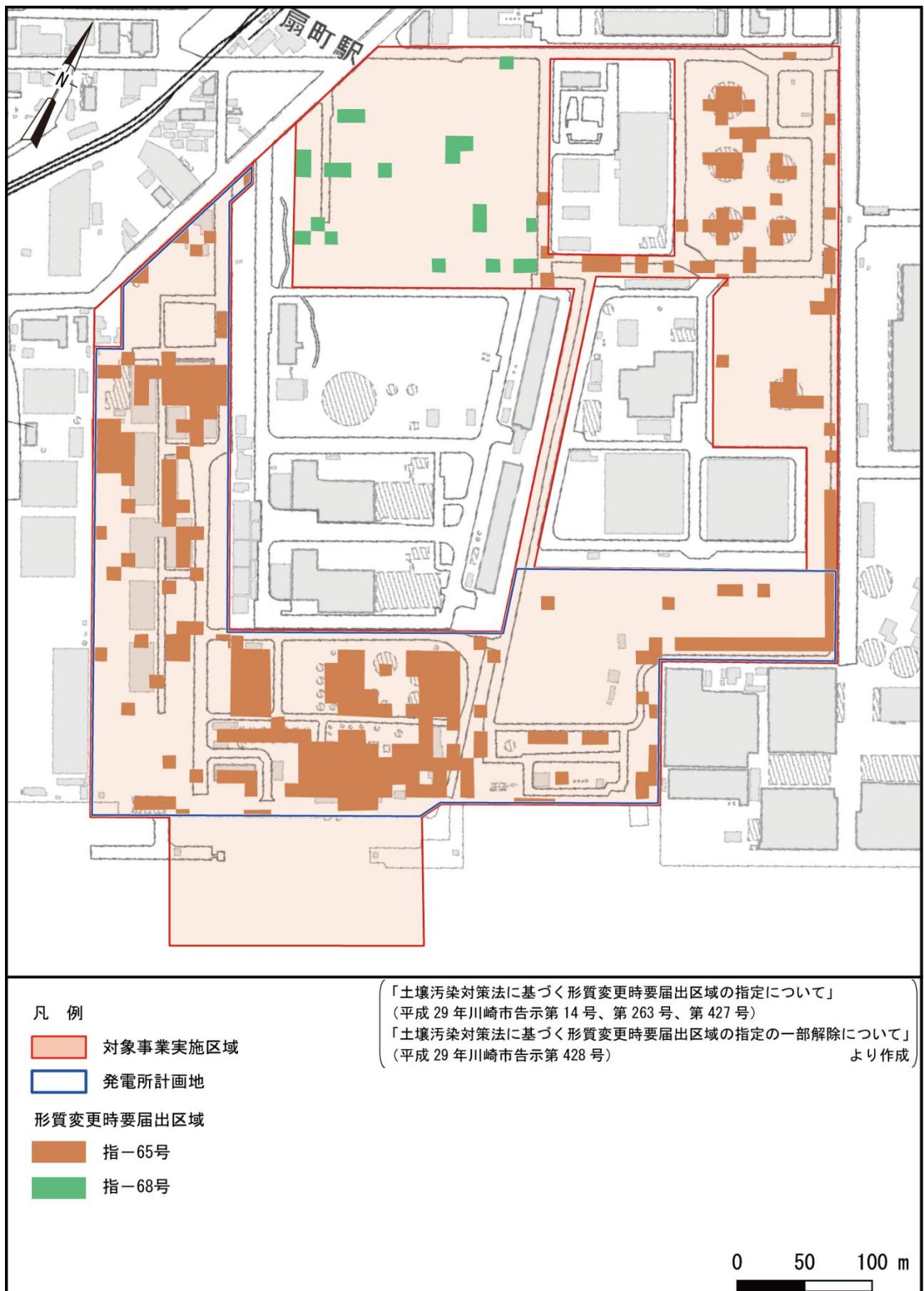
自治体 指定 番号	指定 年月日	区域の 所在地 (地番表示)	区域の 概況	面積 (m ²)	指定基準に適合しない 特定有害物質				地下水 汚染の 有無	14 条 申請	調査 省略 の 有無	備考
					含 有	溶 出	第二 溶出	物質名				
指- 65 号	平成 29 年 1 月 16 日	川崎区扇町 16 番 1 ほか 21 筆の 一部	事業所 の敷地	31644.60	— ○ ○ ○ ○ ○ — ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ — ○	ベンゼン シアン化合物 ふつ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 水銀及びその化合物	不明	—	○	管理 実施中
指- 68 号	平成 29 年 4 月 28 日	川崎区扇町 16 番 1 の一部	事業所 の敷地	2078.6	— ○ —	○ ○ ○	— — —	ベンゼン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	不明	○	—	管理 実施中

〔「川崎市における土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」（令和 7 年 7 月 8 日現在）」
(川崎市、令和 7 年)
より作成〕

(3) 土壤に係る苦情の発生状況

令和 5 年度の土壤汚染に係る苦情の発生状況は、「3.1.1 大気環境の状況 2. 大気質の状況 (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況」の第 3.1-11 表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計 728 件のうち、土壤汚染に係るものは 0 件で発生していない。



第 3.1-21 図 対象事業実施区域における形質変更時要届出区域の状況

2. 地盤の状況

(1) 地盤沈下の状況

川崎市の地盤沈下区域の経年推移の状況を第3.1-22図に、主要水準点の位置等と累積地盤変動量の経年推移を第3.1-23図に、臨海地域における標高の経年推移を第3.1-28表に示す。

川崎市が令和5年度に行った精密水準測量結果では、前年度と標高差の比較ができた有効水準点数218点のうち210点で沈下を示しており、210点すべての地点において前年度と比較して20mm未満の沈下である。

[「水環境データ集 令和5年度」(川崎市、令和7年)より作成]

第3.1-28表 臨海地域における標高の経年推移

(単位:m)

図中番号	水準点	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	累積変動量
A	川崎区浮島町	2.6436	2.6414	2.6367	2.6364	2.6289	2.6324	2.6324	2.6329	2.6302	2.6244	-0.0192
B	川崎区浮島町	1.4629	1.4624	1.4587	1.4554	1.4458	1.4493	1.4492	1.4483	1.4428	1.4384	-0.0245
C	川崎区千鳥町	2.4335	2.4333	2.4319	2.4308	2.4190	2.4237	2.4229	2.4239	2.4259	2.4203	-0.0132
D	川崎区千鳥町	3.2252	3.2247	3.2239	3.2245	3.2145	3.2169	3.2171	3.2192	3.2203	3.2154	-0.0098
E	川崎区水江町	2.7053	2.7081	2.7093	2.7065	2.6962	2.7033	2.7012	2.7082	2.7063	2.7052	-0.0001
F	川崎区水江町	2.6024	2.6045	2.6028	2.5998	2.5810	2.5906	2.5870	2.5913	2.5870	2.5854	-0.0170
G	川崎区扇町	2.7115	2.7170	2.7181	2.7145	2.7005	2.7107	2.7095	2.7145	2.7148	2.7101	-0.0014
H	川崎区扇町	1.9581	1.9633	1.9654	1.9605	1.9502	1.9562	1.9594	1.9591	1.9605	1.9579	-0.0002
I	川崎区大川町	1.9548	1.9583	1.9601	1.9538	1.9506	1.9571	1.9548	1.9553	1.9569	1.9507	-0.0041
J	川崎区東扇島	3.6618	3.6592	3.6573	3.6560	3.6479	3.6513	不測	3.6489	不測	3.6429	-0.0189

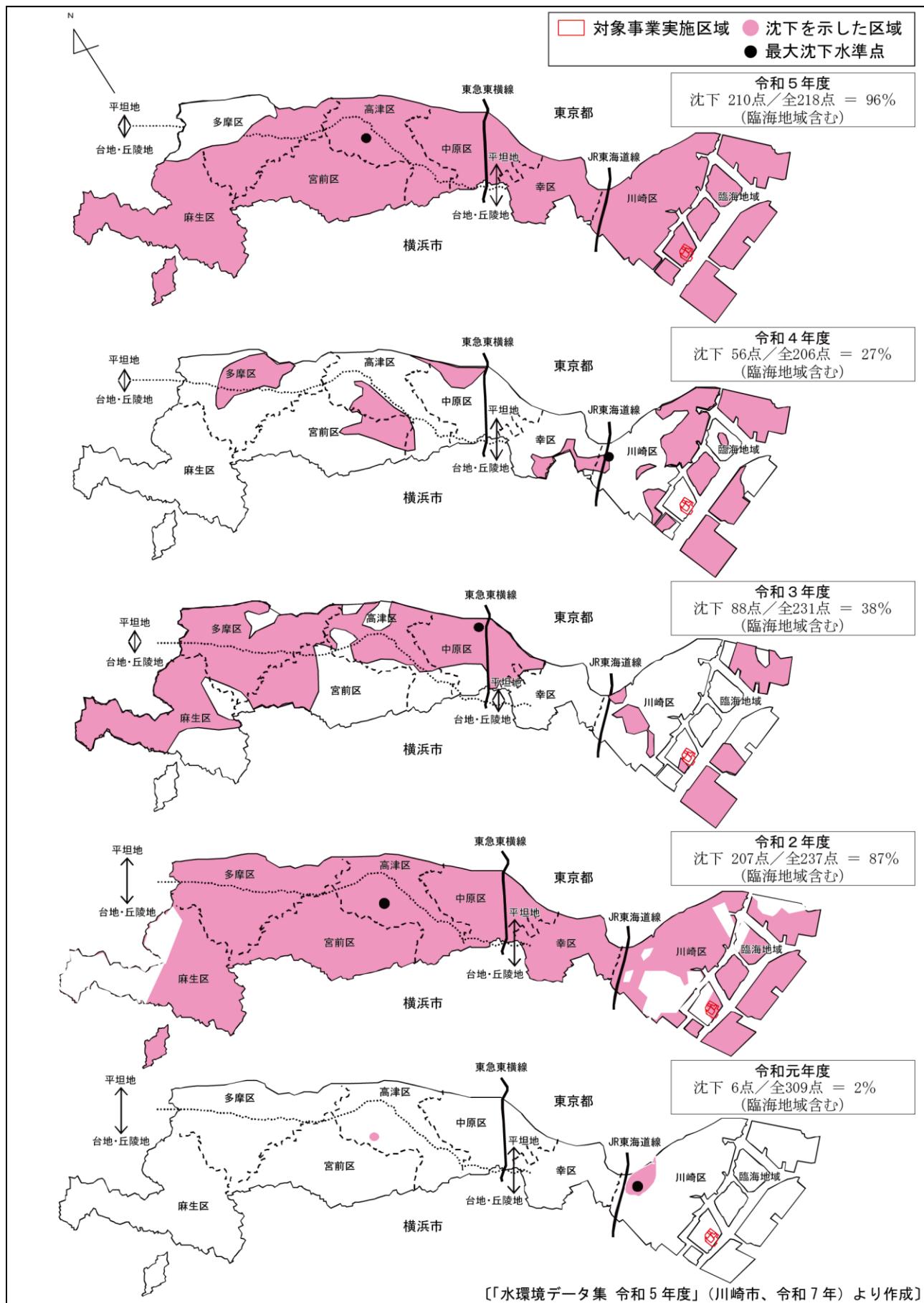
注：図中番号は、第3.1-23図に対応している。

[「水環境データ集 令和5年度」(川崎市、令和7年)より作成]

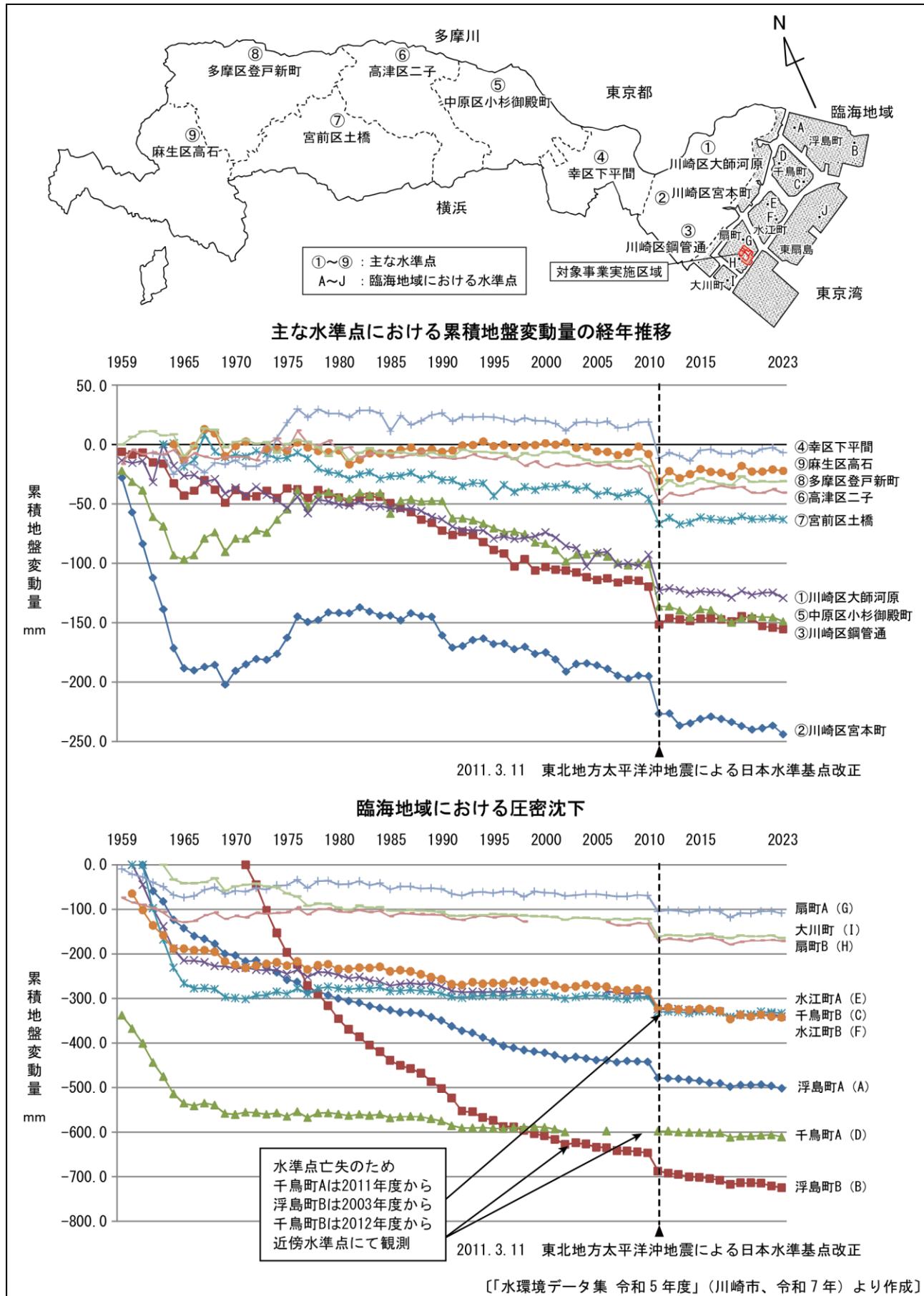
(2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

令和5年度の地盤沈下に係る苦情の発生状況は、「3.1.1 大気環境の状況 2. 大気質の状況 (3)大気汚染に係る苦情の発生状況」の第3.1-11表のとおりである。

川崎市における公害苦情の総計728件のうち、地盤沈下に係るものは0件で発生していない。



第3.1-22図 地盤沈下の経年推移の状況



第3.1-23図 主要水準点等の位置と累積地盤変動量の経年推移